

令和7年第3回取手市議会定例会会議録（第3号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 9月 4日午前10時00分				議長	山野井 隆
	散会	令和7年 9月 4日午後 3時22分				議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
出席 21名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員		
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員		
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員		
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長		前 野 拓		事 務 局 次 長		蛭 原 康 友

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸
総	務	部	吉	田	文
政	策	推	齋	藤	嘉
財	政	部	田	中	英
健	康	福	彦	坂	哲
こ	ど	も	助	川	直
ま	ち	づ	森	川	和
建	設	部	渡	来	真
都	市	整	浅	野	和
教	育	部	飯	竹	永
消		防	岡	田	直
総	務	部	立	野	啓
健	康	福	関	口	勝
ま	ち	づ	木	村	太
建	設	部	蛭	原	一
都	市	整	稲	葉	克
会	計	管	斉	藤	理
教	育	次	松	崎	
総	務	課	土	谷	靖
政	策	推	高	中	
財	政	課	谷	池	公
管	理	課	山	田	哲
都	市	計	中	村	大
教	育	総	澤	部	
学	務	課	石	橋	陽
指	導	課	丸	山	信
消	防	本	新	倉	正
	部	警			勝
		防			
		課			
		長			

保 健 セ ン タ ー 副 参 事
環 境 政 策 室 長
管 理 課 副 参 事

渡 辺 良 江
吉 田 卓 也
倉 持 哲 也

令和 7 年第 3 回取手市議会定例会議事日程（第 3 号）

令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 10 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 小堤 修 議員
 - ② 根岸裕美子 議員
 - ③ 本田 和成 議員
 - ④ 鈴木 三男 議員
 - ⑤ 落合信太郎 議員
-

日程第 2 休会の件

会議に付した事件

日程第 1 市政に関する一般質問

- ①小堤 修 議員
 - ②根岸裕美子 議員
 - ③本田 和成 議員
 - ④鈴木 三男 議員
 - ⑤落合信太郎 議員
-

日程第 2 休会の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、会議当日開会までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますのでご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。創和会、小堤 修でございます。今日は 9 月 4 日ということで、ちょっとだけ——今日は何の日ということで毎回やっていますので、9 月 4 日クラシック音楽の日とか、焼き鳥とかの串の日とか、髪の毛をとかすくしの日、あと鯨の日とか、そういうことが書いてありました。

それはさておき、今日ここで私のシナリオ的には、もう 9 月なのに私の体感では、去年より今年、おとといより昨日、昨日より今日が一番暑く感じられる昨今であり、暑さが日々更新されているように思います——と言いたかったんですけども、今日は皆さん体感しているとおり、取手市の最高気温は 30 度に届かないとの予報が出ています。また、昨日の夕方、栃木県小山市とか茨城県の結城市とかで物すごく大雨が降ったということもありました。さらに今朝、東京の江東区でも 1 時間に 100 ミリを超えるような記録的な豪雨がありました。これも全て、元は 18 世紀後半のイギリスで始まり、ヨーロッパそして全世界へと広まった産業革命が大気を汚染し始めたことによるもので、地球が温室効果ガスで温暖化し気候が変わり始め、様々な異常気象が頻繁に頻発してきたわけでございます。日本においても昭和 40 年代の高度成長期には、煙突から出るばい煙、車の排気ガス、工

場から川や海へ垂れ流しなど——昔、光化学スモッグ注意報という言葉とか、水俣病やイタイタイ病など記憶にあります。

そこで今回は、選挙公約の最後の6番目の、環境対策の推進について質問します。資料を使いますので、移動します。

〔12番 小堤 修君質問席に移動し資料を示す〕

○12番（小堤 修君） 切り替えをお願いします。これは、私の三つ折りパンフの赤で丸く囲っているところを大きくすると、この6項目があるということです。それで今回の事前通告は、その中で以下の4つに質問を変えてみました。これらは取手市のとりで未来創造プラン2024にどういうふうに絡んでいくのかなというところで、政策5の「大切な日常が守られる環境整備」ということで、重点施策としては脱炭素と循環型社会、こういったところを考えながら質問をさせていただきます。

それで、まず1番目の異常気象による取手市民への影響と予防対策についてということですが、皆さん御存じのように、猛暑・酷暑で、北海道の帯広でも40度に迫ろうかというところでありましたし、先月8月5日の群馬県伊勢崎市では41.8度と国内観測史上最高の気温が記録されたというふうに、自然災害も激甚化したりしているというところでは。線状降水帯も頻繁に出ているというふうなところで、そういった中で取手市の——まず市民への影響ということで、人的影響はどうなのかということ、これ気温上昇による熱中症関係ということですが、この状況についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

〔消防長 岡田直紀君登壇〕

○消防長（岡田直紀君） 皆様、おはようございます。それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。熱中症の状況につきましては、今年8月末までと、過去3年間の救急搬送人員と年齢層、程度別についてお答えさせていただきます。熱中症については、毎年ゴールデンウィークから10月の第1週まで統計を取っておりまして、今年は8月末までに58人搬送しております。年齢層にありましては、65歳以上の高齢者は32人で全体の約55%を占めております。18歳以上65歳未満は20人、7歳以上18歳未満は6人でありました。過去3年間の状況について、昨年、令和6年中は86人搬送し、そのうち高齢者が57人で全体の約66%を占めており、18歳以上65歳未満は25人、7歳以上18歳未満は3人、7歳未満は1人でありました。昨年8月末の搬送人員は79名でありまして、今年は昨年の8月末より21人少ない状況でございます。令和5年中は65人搬送し、高齢者は35人で全体の約54%、18歳以上65歳未満は24人、7歳以上18歳未満は5人、7歳未満は1人でありました。令和4年中は57人搬送し、高齢者は34人で全体の約60%、18歳以上65歳未満は16人、7歳以上18歳未満は7人でありました。令和5年8月末の搬送人員は60人、令和4年8月末の搬送人員は56人で、今年8月末の人数とあまり変わらない状況でございました。

程度別にありましては例年さほど変わりはなく、軽症が4割から5割、中等症も4割から5割、重症が1割弱となっております。今年は現在のところ、重症者の発生はない状況

でございます。今年の熱中症にありましては、全国的にも記録的な猛暑となっており、熱中症になる方が増えているとのことでありますけれども、取手市にありましては、熱中症警戒アラート発表時の防災無線での注意喚起や、テレビなどの報道でも注意喚起されていることで、市民の皆様が熱中症にならないよう十分注意をいただいていることで、昨年より少ない状況になっているものと感じております。以上です。

〔消防長 岡田直紀君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今年は昨年より 20 人ぐらい減っているということです。今、消防長からもありましたように、熱中症警戒アラートの放送とか、いろいろホームページとかで、市民の皆さんが少しずつそういうことに気づいてきてるのかなというふうに感じますが、おとといの新聞によると、6 月から 8 月の全国平均気温は、平年より 2.36 度高く、統計を取り始めた 1898 年以降で最も暑い夏だったというふうに言っております。ではそういう中で、消防隊の職員の皆さんが災害現状で、特に火災とかで活動するのを、やっぱり一人間であってスーパーマンではないので、そういったところで熱中症対策はどのようにしてるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

消防本部警防課長、新倉正勝君。

○消防本部警防課長（新倉正勝君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。夏場の暑い環境下では、防火衣を着装し活動する消防隊員にも大きな熱ストレスがかかり、熱中症を誘発する確率が高いとされております。消防本部としましては、本格的な夏場を迎える前に、汗をしっかりとかくことで体温調節ができ、暑さに適応する体をつくる暑熱順化トレーニングを各消防署で行っております。火災などの長時間にわたる災害現場に出場する際には、事前の水分補給も大切でありますので、現場に向かう車内では、あらかじめの水分を補給するよう指示しております。災害現場においては、活動中の隊員へ飲料水や袋詰めにした氷を提供し、隊員を交代させながら活動を行っております。また休憩時には、体温冷却を目的に、ミスト扇風機・スポットクーラー等を使用したり、小型の水のうに水をため、服ごと水のうに入り、全身を冷却する体制も整えております。さらに、後方支援に向かった後方支援車両は、エアコンで車内を冷やすことで、隊員が交代で車内にて休憩する場所にするなど、熱中症対策を行っております。消防職員が安心して活動できるよう環境整備に努め、今後についても最新の情報を収集し、効果的な対策を講じていく所存です。以上となります。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今、課長の答弁の中にもありましたけれども、この簡易水のうの中に人間がそのまま入って体を冷やして、——たしかこの間の大阪の殉職者が 2 人出た道頓堀の火災のところでも、そういう何か映像があったような気がします。そのような形でいろいろ対応していただければと思います。

あと、クーリングシェルターというものですが、これは個人的な対応ですけれども、これは指定暑熱避難施設というわけなんですけれども、熱中症の特別警戒アラートが発せら

れたとき——これは気象庁と環境省で出す暑さ指数が 35 以上になったときということなのですが、暑さを避けて休憩が取れる施設ということで、今年は 4 月 23 日から 10 月 22 日までの期間で、公共施設では 14 か所、そして民間施設——ドラッグストアとか薬局とか郵便局とか、その他は 37 か所と、そういうところであるというので、もしそういう特別警戒アラートが出たら、私たちもそういうところに行ったほうがいいのかもしれないということがありました。ありがとうございました。

人的影響と来たら、次は物的影響なんですけども。物的影響ということで、暑さのせいで建物が壊れるとか不具合になるということはないということで、道路なんかはアスファルトが軟らかくなったり、鉄道はレールが伸びたりというのがありますけれども、市内の施設の中で、そうしますと今やっている小中学校の空調なんですけれども、この辺、工事についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、昨今、記録的な猛暑など異常気象が頻発しており、熱中症のリスクが学校教育の中で非常に高まっております。児童生徒及び教職員の体調管理に十分配慮した環境づくりが重要であると認識しているところです。このような背景の下、小中学校の熱中症対策としまして、これまで空調設備が未整備となっておりました市内小中学校 20 校の体育館及び武道場への空調設備の整備を本年度実施しているところです。現在、先行している小学校の体育館への整備を実施しており、11 月末の完成を予定しているところです。また、中学校の体育館及び武道場につきましては、部活動を考慮しまして、秋の新人戦が終わる 11 月以降に施工を開始しまして、来年 2 月末の完成を予定しているところです。小中学校の体育館及び武道場への空調設備が整備されることで、先ほど申し上げました、近年の高温多湿の環境が要因となる熱中症への対策をはじめとしまして、児童生徒等への安全で快適な学習環境の整備が図られるとともに、災害発生時には避難所にも指定されていることから、避難所環境の改善、防災機能の強化にもつながるものと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございました。そういうふうに、中学校は新人戦ですか——部活動があるのでということで、小学校から先ということで粛々とやっていただきたいと思います。また、それは避難所としての施設でもあるわけですから、その辺も考慮して、ぜひ人々が安心して使えるような体育館にしていただければと思います。以上です。

では、次行きます。次、人的・物的と来ましたら、次は暑さに関して農作物への影響ということなのですが、昨今いろいろ野菜等も水不足でというところもありますので、この農作物への影響について、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、小堤議員の御質問に答弁をさせていただきます。異常気象による農作物への影響としましては、近年続いております高温障害によるものが考えられます。当市の多くの地域で作付をされております水稻にしましては、高温により粒が白く不透明になる乳白米や、粒にひびが入ってしまう胴割れ米があり、米の品質にも大きく影響してきます。また、単に高温による直接的な影響ばかりではなく、それによる病虫害の発生、雑草等の繁茂による影響のおそれも懸念をされているところです。自治体や農業者のアドバイザー的役割を担っております茨城県のつくば地域農業改良普及センターでは、ホームページでの情報発信による乳白米発生軽減のための具体的な栽培方法や、カメムシ対策方法を掲載し啓発を行っております。また市では、影響が出ている病虫害や雑草等の発生にしまして、市ホームページによる注意喚起はもちろんのこと、ＪＡ茨城みなみ広報紙においての注意呼びかけ依頼や、取手市農業公社利用者への通知による注意喚起も行っております。一方、近年では高温耐性のある米の品種も開発されており、ＪＡ茨城みなみにおいても、種もみの取扱いが行われていることも確認をしております。取手市農業公社では今年度、そういった品種の作付希望があるかアンケートを取り、新たな品種として取り入れることも検討しております。いずれにいたしましても、高温障害対策は行政のみで完結するものではなく、農業者・研究機関・農業団体・企業等が一体となって取り組む必要があると考えており、引き続き関係機関との連携を行い、農業者への注意喚起・情報提供を行ってまいります。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。農業関係についても、いろいろな施策を講じて各分野でやっていただいているというのが分かりました。日本というのは温帯ですけれども、昨今のこの気象状況から見ると、熱帯まではいかなくても亜熱帯的な暑さなのかな——高温多湿なのかなというふうに思います。先日テレビでやってたんですけども、野菜にも影響があって——今は稲作の話だったんですけども、野菜もきれいな形じゃない——規格外の曲がったのとか、そういういろいろな規格外の野菜があって、味には遜色がないので、そういう規格外のものでも適切に工夫して食べればいいんじゃないかみたいなことを言っていました。また、鶏もこの暑さで卵の大きさが小さくなっちゃったそうです。あまり水を飲むのもなかなか難しくて、鶏舎全体を水で冷やしたりしていると、いろいろな工夫をしながら農家さんも頑張っているところなので、ぜひ農政課さんも今後とも御支援・御協力をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

では次に大きい2番ですが、身の回りの環境変化に対する一人一人の気づきアップということで、まず第一に、令和2年8月に取手市は取手市気候非常事態宣言とゼロカーボンシティの推進強化ということを発出しております。そもそもこれは世界では1995年にベルリン——1995年と言いますと平成7年ですか——ベルリンで気候変動枠組条約の締結国会議、いわゆるＣＯＰ（コップ）という会議が開かれ、そしてＣＯＰ（コップ）3では1997年——平成9年ですけど、京都で京都議定書——つまり先進国のＣＯ2削減目標が

掲げられました。それでその後COP（コップ）21、2015年——平成27年ではパリ協定ということで、ここで196全ての締結国が温室効果ガス——いわゆるCO₂削減という目標を持つということになりました。では、先ほど言いました取手市気候非常事態宣言とゼロカーボンシティ宣言、令和2年8月に宣言が表明されていますけれども、この推進強化と実施状況はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、取手市気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティ宣言表明後の、これまでの実施状況について答弁をさせていただきます。取手市気候非常事態宣言では、地球温暖化が起因とされる気候変動は、私たち一人一人の日々の行動が引き起こしているということを認識するとともに、危機感を共有し、その影響等に対し取組を進めていくことといたしました。宣言では、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐために、気候変動の「緩和」とそれに「適応」するまちづくりを進めるために4つの項目を掲げております。1つ目は、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4Rと再生可能エネルギーの推進に努めること。2つ目は、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組を進めること。3つ目は、気候変動の適応策として風水害に強いまちづくりを進めること。4つ目は、さらなる気候変動対策について積極的に呼びかけ、同じ志を持つ方々と手を結び、広く連携をしていくことを掲げております。宣言後には、第六次取手市総合計画、とりで未来創造プラン2024の重点施策12に、脱炭素と循環型社会を位置づけ、取手市気候非常事態宣言及びゼロカーボンシティ宣言の推進強化を図っているところです。具体的な取組内容については、担当課長から御説明をさせていただきます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） それでは、宣言後の環境対策課が実施しております主な取組の事例について御紹介させていただきます。まず1つ目ですけれども、4R行動の推進につきましては、リフューズということでオリジナルエコバッグを作成しております。イベント参加者などへ配布し、ごみ発生の抑制を含めた啓発活動を実施してございます。リデュースにつきましては、生ごみ処理機等の購入補助金や常総環境センターが委託事業として実施しております生ごみ堆肥化事業への支援を行い、ごみの減量化を推進してございます。リユースにつきましては、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結いたしまして、不用品を買い取るための「おいくら」を通じたリユースの推進を図ってございます。「おいくら」につきましては、市ホームページ、また、ごみカレンダーの中にもPRしてございます。リサイクルにつきましては、自主的に資源物を回収していただいております自治会や市民団体の皆様に資源物回収助成金を交付いたしまして、市における資源物の回収活動の促進を図ってございます。

そして、2つ目の2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取組ですけれども、一般住宅への太陽光発電設備と蓄電池の設置・普及を促進するために、それぞれ補助金を交付してございます。また市民への啓発活動ですけれども、市内公立の全小中学校におきまして、地球温暖化を題材にしたサステナブル学習プロジェクトの展開、そして市内在住の小学校5年・6年生を対象にした友好都市である、みなかみ町での植林体験ツアー、また著名人の方を講師にお招きしまして地球温暖化対策講座の開催や、御自宅でできる取組として緑のカーテンの普及などを行っているという状況でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。今、次長からありましたように、この「おいくら」というのは、ごみカレンダーの下に書いてあるそうですけれども、自分の不要になったものをそこに登録して、誰か買う人がいないかという、そういうことだということを知りました。ありがとうございます。皆さんもぜひ利用してみたいかかと思います。

あと、市内の小中学校で地球温暖化を題材にしたサステナブル学習プロジェクトとありますが、今思い出しましたけど、このパリ協定あたりでしたか、グレタさんという少女が世界に発信して、私たちの世代のときの地球をもっとよくしてほしい、大人は頑張ってくれ——みたいなことを言っていたのを思い出しましたけど、まさしく、この子どもたちのためにも環境は守っていかなくちゃいけないのかなと思います。

では次に、今度は行政として、先ほどの宣言とともに環境対策課を中心としていろいろな計画があると思うんですけど、この計画を推進していくことは欠くことができないと思います。この第二次取手市環境基本計画、第二次取手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）あと（区域施策編）というのがありますけれども、こういった計画の実施についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

環境政策室長、吉田卓也君。

○環境政策室長（吉田卓也君） それでは、小堤議員の御質問に御答弁いたします。環境保全の基本的な計画として、取手市環境基本条例に基づき、平成15年に取手市環境基本計画を策定し、平成31年3月に第二次取手市環境基本計画を策定いたしました。そして、地球温暖化対策の推進に係る法律に基づき、令和3年3月に、市役所内での温室効果ガスの排出削減を目指す第二次取手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、職員のクールビズやノー残業デー、公共施設の省エネ化などを推進しております。市役所の温室効果ガス排出量の削減目標として、令和12年度までに平成25年度比で40%の削減を掲げております。令和5年度時点で10.6%の温室効果ガスを削減しております。今後は公共施設照明のLED化を進め、省エネ化を促進していく予定です。

続いて令和5年3月に、市民・事業者・行政等の各主体が協働・連携して、本市の温室効果ガス排出量削減を推進することを目的とする取手市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定いたしました。区域施策編では、省エネ機器の導入・再生可能エネルギーの促進・4R行動の推進などの取組を各主体が積極的に行動し、協力・連携しながらゼロカ

ーボンシティの実現を目指しております。令和5年度と今年度には、省エネ家電買換え補助金を実施しております。市域の温室効果ガス排出量の削減目標として、令和12年度までに、平成25年度比で46%の削減を掲げております。令和4年度時点で20.3%の温室効果ガスを削減しています。今後は、これまでの施策の継続に加え、先進地の事例などを参考に、中小企業などの事業者への支援について検討しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。計画いろいろありますけれども、その計画に基づいて実施していくのは当然なんでしょうけれども、やはり計画を立てたときと現在とでは多少違ってきてるところもあると思いますので、その辺は随時見直しをかけながら、市民のためになる計画の実施をしていただけたらと思います。

それでは次ですけれども、切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） 次の質問ですけれども、生ごみの減量作戦ということで、この生ごみ測定というのを昨年度——令和5年から令和6年にかけて実施しました。これは私のうちでも協力したんですけれども、1年間ごみを計りました——この写真ですけれども。では、この生ごみ減量作戦で、各個人や各家庭の取組として、このごみの量測定をどのように生かしていくのか教えてください。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 家庭ごみ排出量実態調査ですけれども、小堤議員にも御協力をいただきまして、大変ありがとうございます。この実態調査ですけれども、231世帯の方に御協力をいただきまして、令和5年の8月から令和6年7月までの1年間にわたりまして、家庭から出る可燃ごみ・不燃ごみ・プラ容器の排出量について、モニターの方から毎月データの提供を受けて実施いたしました。調査の結果、排出量全体の6割以上が可燃ごみとなっておりまして、プラ容器の排出量が少ないことや、子育て世帯のごみ排出量が多いなどということが分かってございます。また、モニターの方からの御意見といたしましては、「実態調査を通じてリサイクルの意識が高まった」、また「分別することを強く意識するようになった」などの意見・声をいただいているところでございます。この調査結果につきましては、家庭ごみにおける可燃ごみの減量、そしてプラ容器分別意識の向上などの施策を推進していくため、今年度——今ちょうど改定中なんですけれども、取手市一般廃棄物処理基本計画に反映させるための基礎資料としているところでございます。また、今後もこれまで実施している出前講座や施設見学会などの啓発事業の充実であったり、生ごみ堆肥化事業の紹介・協力世帯の拡大の支援、また先ほども申し上げましたけれども、生ごみ処理機の補助金であったり、キエーロ等の普及について、4Rやごみ分別の徹底を図る施策を今後も推進していくことによりまして、ごみ排出量の削減を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。その測定結果をそのままにしないで、いろんな政策に反映していくということが肝腎なのかなというふうに私も思います。

それでは次に、子どもたち、学校教育に関してはどうなのかなというところでお伺いしたいと思います。まず、取手市が独自に取り組んでいる環境教育について、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。本市の学校の独自の取組といたしましては、先ほどの答弁にもありましたように、全小中学校で実施をしているサステナブル学習が挙げられるかと思います。この学習は地球温暖化による気候変動への対応、これを出発点としまして、子どもたちが環境問題・社会問題、それから地域課題などを組み合わせて課題を解決していくという探求型の学習になっています。子どもたちはICTを駆使しながら学習成果を発信するといったことで、解決のアイデアを創出するような学び、これを育成するような学習にもなっているところです。市内の小学校では、この学習成果を全国レベルのフォーラムで発信をして、環境大臣賞を得たというのも記憶に新しいところかなと、そんなふうに考えています。具体につきましては、部長のほうより答弁させます。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、教育長の補足答弁をさせていただきます。このサステナブル学習プロジェクトにつきましては、令和4年度に戸頭地区の小中2校からスタートしまして、毎年徐々に学校数を増やしていき、今年度より市内公立小中学校20校で実施しております。具体的な活動としましては、児童生徒は脱炭素を目指し、節電行動や発電行動・ごみの減少行動・リサイクル運動など、自分たちでできる活動を考え実践し、その活動におきまして削減したCO₂を数値化することで、自分たちの取組の成果を確認・分析して、次の課題解決につなげる活動をしているところです。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。ちょっと切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これは、令和3年に取手西小にコンポストを導入して、給食の残渣などを乾燥させてという、それで肥料にするというようなことをやったのを、私もここに出かけて説明を聞いた記憶があります。あともう一つ、——これがそうですね、こういうふうにごみを入れるというところで。もう一つ、こっちなんですけど、これは先ほど教育長からもお話がありました取手西小——教育長が校長先生のとときですけれども、取手西小のサステナブル学習プロジェクトということで、杉の木を47本、果樹を9本、これを植えるということで、令和6年の3月に脱炭素チャレンジ広場という、ここの一角をそういうふうにして、植樹を通して二酸化炭素を吸収させたいと、こういうことをやって、私もここへ行って植樹をさせていただきました。——こんなことがありました。では、そのほか授業で——これ今のは特殊なあれでしたけれども、授業ではどのようなふうに取り

組んでいるでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 小堤議員の御質問に答弁させていただきます。その他の環境教育につきましては、取手市教育振興基本計画の4つの柱の一つ、「持続可能な社会の創り手を育成する」という観点から、学習指導要領に基づき、理科・社会科・家庭科・総合的な学習の時間などを通して体系的に実施しております。例えば、社会科では小学校4年生で水や廃棄物の処理、それから5年生で公害や森林資源について学習しております。また、家庭科では食品廃棄や衣服の再利用、省エネルギーなど、持続可能な衣食住について学んでおります。中学校におきましては、1年生で生物と環境、再生可能エネルギー、2年生で自然環境の保全、3年生で地球温暖化や環境対策などを学習しております。このように、取手市の子どもたちは特色ある環境教育を通じて、持続可能な社会の創り手を目指し、日々学びを積み重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。やはり、いろいろな教科で、いろいろな環境に関する勉強をして、子どもたちもその知識をしっかりと身につけているということ。私たちが小さい頃はそういう授業はなかったのかなと思いますけれども、これも時代の変化でやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは次、大きな3番に入ります。自然環境と生活環境が心地よく一体化するための方策ということで、つまり環境破壊を防止するというふうに考えていくにはどうしたらよいかということになります。やはり、自然というのは海から蒸気が上がり、そして空で蓄えられて山にぶつかって雨を降らせる、そしてその雨が川となって海へ流れ循環する、というのが自然の摂理なのかなというふうに思います。この循環から、人間や動物・樹木など、森羅万象が恵みを受けているのであって、自然環境と生活環境がうまくかみ合わないといけないわけです。ですので、環境破壊防止に努めていかなければならないということですが、まず次の質問は、地域のごみのポイ捨てということで、切替えをお願いします。

〔12番 小堤 修君資料を示す〕

○12番（小堤 修君） これちょっと拡大してますけれども、道路の脇にこんなふう——今は夏ですと草が生えてて見えないですけれども、いろいろなこのレジ袋とかそういうものが捨てられている。あと、大きい粗大ごみとかもあるんですが、こういったものがあるということで。それでは、地域ぐるみで行うごみのポイ捨て根絶のためには、どういふことをやっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、議員の御質問に御答弁をさせていただきます。取手市では、取手市まちをきれいにする条例を制定いたしまして、空き缶等の散乱、歩行中の禁煙【「歩行中の禁煙」を「歩行中の喫煙」に発言訂正】等に関し、市・市

民等・事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、市内の環境美化と快適な生活環境の確保を図るため、啓発活動に取り組んでおります。しかしながら、先ほど議員の写真の御紹介にもありましたとおり、現状としましては、本市におきましても駅周辺や公園、幹線道路沿い等において、レジ袋に入ったごみ袋や空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等のポイ捨てが散見され、景観の悪化や環境美化の意識の低下につながる大きな課題となっていることは認識をしているところでございます。課題への具体的な取組状況といたしましては、注意喚起の看板を設置、あるいは広報とりで・SNSを通じたマナー啓発、取手市たばこ組合の皆様との環境美化活動などを実施しているところでございます。また、地区清掃を行う地域の皆様には、清掃で使用するごみ袋や清掃活動で出た汚泥などの回収処分について支援を行っております。そのほか、市内の外国人の方が学ぶ学校——日本語学校などを訪問しまして、生活習慣の違いに伴うごみの分別方法や出し方については、教職員の方へ、生徒さんたちへの啓発も含めお願いをしているところです。あわせて令和7年3月より、「外国人の転入者の方へ」という5か国語で作成しております分別に関するパンフレットを、市民課の窓口に協力をいただき配布をしているところでございます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうふうに、いろいろなところで環境破壊を防止しなければいけないと、そういう施策をよろしく願いいたします。

切替えをお願いします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） これ私ですけど、花火大会の翌朝、朝5時ですか、ごみ拾い。こういうのもやはり一つのボランティア的なことでやるということで、こういうのも大事なのかなと思います。それではお聞きしますけど、環境美化デーについてお伺いしたいんですが、取手市はどのように考えてるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 環境美化デーについて答弁させていただきます。まず、ごみのポイ捨て対策につきましては、市民一人一人の意識改革と行政・地域団体・事業者が一体となって取り組むことが重要であるというふうに考えてございます。本市といたしましては、ごみの排出抑制となる、さらなる啓発を組み合わせ取り組んでまいりますが、この環境美化デーにつきまして近隣の自治体で実施しているということも把握してございます。そうした既に実施している市町村などの取組を検証いたしまして、効果的な方法について、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。環境美化デー、取手市は全体としてはやってないですけど、私の地域とかも子ども会がごみ拾いをしたり、いろいろそういう団体とかグループでやってるところはあるんですけども——ちょっと切替えをお願いします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） これ、近隣の環境美化デーについて見てみたんですけれども、守谷とか、つくばみらいとか——5 月 30 日がごみゼロの日ということで、その近辺の日曜日とかに、守谷市・つくばみらい市・牛久市も龍ヶ崎市も土浦市もやっています。やってないのは——利根町と我孫子市はやってないですけれども、柏市などは昭和 57 年度からやってるということで、やはりみんなで日にちを決めて、そこに市民のみんなの意識を持って行って、それで各地域ごとにやるというのも大きなうねりとなって町がきれいになる。そうすると、人も引っ越してきたくなくなるというところにもつながるのかなと思いますので、ぜひこの辺、実施を検討していただけたらと思います。

切替え、すみません。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） では次に、（2）として不法投棄の実態についてということで、お願いします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） 写真がこれですね、不法投棄ということで、いろいろな地域でこういうふうにごみが捨てられています。こういうふう洗濯機なんかも——これ米ノ井なんですけれども、埋立てたところの近くです。あと、こういうふうには、これは小貝川の近くの田んぼなんですけれど、こういう家財道具一式が捨てられてるような、田んぼにもこういうふうに大きなものが捨てられちゃうと、こういう感じなんですね、マットレスとかもあるし。また、これはちょっと上高井だったんですけど、盗難車のものだけ捨てられて、車はどこかに持っていかれたちゃったみたい——これ、遠い東京のほうの所有者のものでした。それがなぜか取手市に捨てられたと。こういうふうには、不法投棄というのは市街化調整区域に多いのかなというふうに思います。個人個人の土地の人が適正な管理をするのも必要ですけれども、地域連携による「捨てさせない」環境づくりも必要ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 不法投棄の対策というところでお答えさせていただきます。不法投棄につきましては、環境汚染・健康被害といった問題を引き起こすだけではなく、地域の景観悪化や撤去費用の負担など、社会全体に大きな影響を与える課題となっております。取手市におきましても、道路沿いの山林や空き地など、人や車の通りが少なく死角になりやすい場所に、不燃ごみや家電製品・粗大ごみといった一般ごみであつたり、産業廃棄物が不法投棄された事例がございます。これまでの不法投棄対策ですけれども、職員によるパトロール、または広報とりで・市ホームページ・看板等による不法投棄防止の啓発を行ってございます。また、不法投棄ボランティア監視員制度や、地域の郵便局と締結しております地域における協力に関する協定書に基づいて、不法投棄に関する情報提供をお願いしているところでもございます。また、茨城県の取組ですけれども、不法投棄通報アプリ P I R I K A（ピリカ）というものがございます。このアプリを使用しますと、不法投棄された場所の位置や写真などの情報が県や市に提供される仕組みとな

ってございます。不法投棄をなくすための対策につきましては、地域の住民の方との連携が非常に重要であるというふうに考えてございます。こうした県の不法投棄対策についても、市民の皆様へ周知を図りつつ、不法投棄ボランティア監視員制度について、さらに充実を図りまして、地域環境の保全と公衆衛生の向上に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今の答弁の中で出てきました不法投棄ボランティア監視員という制度があるそうですが、これの現状はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 不法投棄ボランティア監視員制度ですけれども、取手市におきましては平成 11 年から、地域の目として取手市廃棄物の不法投棄に関するボランティア監視員制度を創設したところでございます。令和 6 年度末現在、14 名の方に不法投棄ボランティア監視員をお願いしておりまして、市内の各地で活動をお願いしているところでございます。不法投棄は犯罪であり、その防止や解決には早期発見・早期対応が最も重要とされております。ボランティア監視員は日々の生活の中で、不法投棄を発見した場合に市に通報していただく、地域の目としての役割を担っていただいております。不法投棄の発生抑制が期待されるところです。また、地域の住民の方がボランティア監視員として活動に参加することで、地域全体で監視をする監視の目が行き届きますし、不法投棄を許さないという意識が高まることを期待しているところでございます。市ではボランティア監視員の活動に御協力いただける方を随時募集しております。ただ令和 2 年度以降、コロナ禍の関係で、ちょっと活動がなかなか進んでいないという実態はございますので、今後このボランティア監視員の充実、活動強化を図るための取組を推進していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。やはりこのボランティア監視員を中心に、私も知ってる人 1 名いるんですけれども、その人が中心となって地域の不法投棄をなくしていく、そういうことをやってますので、どうぞこの制度を活用していただきたいと思います。

それでは次に、自然環境と生活環境が心地よく一体化するための方策の一つとして、公園の環境整備についてお聞きしたいと思います。やはり公園があるということは、住みよいまちづくりで、イコール住み続けるほど好きになるまちづくりにつながっていくものだと思いますので、お聞きしたいのは、下高井にある高井城址公園の整備について。これ、ゆめみ野とは近いので、ゆめみ野公園はあるんですが、ちょっと歴史的意義がある公園ですので、この辺の整備についてはいかがか、ちょっと写真を出しますのでお願いします。

〔12 番 小堤 修君資料を示す〕

○12 番（小堤 修君） これですね。こういうふうに行くと看板があります。昔は——この当時はこういうふうな館があったというところなんです、今はこんな感じだと——こういうところです。

○議長（山野井 隆君） 担当部長答弁の前に、ちょっとお待ちください。

まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） 申し訳ありません。先ほど私の答弁の中で、1点訂正をお願いいたします。取手市まちをきれいにする条例の中で、「歩行中の禁煙」と私、答弁してしまいましたが、正しくは「歩行中の喫煙」でございました。大変申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 議長は訂正を認めます。

それでは、答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、小堤議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま御紹介いただきました下高井にある高井城址跡でございますけども、こちら全体で約200メートル四方と、取手市内に残る最も大きい戦国時代後期の城跡となっております。この高井城跡を整備いたしまして、平成12年4月に開設したのが高井城址公園でございまして、市内に現在221か所ある公園のうち、唯一城跡を整備した公園となっております。城の中心部である主郭と、それに伴う曲輪などの遺構は良好な状態で保存されておりました。昔の地形や自然がそのまま生かされていることでも知られておりました。市内外より歴史愛好家の方が多く訪れる公園でもございます。動画サイトでも「高井城址公園」と入力いたしますと、いろいろと御紹介のほうはされております。公園の中には、河津桜でありますとかソメイヨシノ・アジサイなど、四季折々の花や植物を楽しみながら散策できる自然環境が整っております。また、小貝川の流れと筑波山を望む歴史的史跡という景観を生かしまして、茨城県のヘルスロードのスタート・ゴール地点としても指定されておりました。市民の皆さんの健康づくりの場としても役立てております。緑の保全と緑化の推進を図るための指針である取手市緑の基本計画におきましては、高井城址公園、小貝川、岡堰・中の島、ゆめみ野公園にまたがるエリアを、市の西部地域の緑と水辺の拠点地区として位置づけております。このように高井城址公園は、自然と歴史に親しむことができる拠点地区として、さらには観光資源として、まちづくりの様々な場面で活用を図っているところでございます。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。私も過去に何回か行ったことがあります。春は本当に——先ほど部長からありましたように、ソメイヨシノや河津桜が咲いて本当にきれいなところで、筑波山も見ることができるとおもいます。ではその高井城址公園、今後どのように——もう少し整備してきれいになっていくと、もっと人が集まって、そこで心地よいゆとりの憩いの場となるのかなと——ゆとりの人生にできるのかなと思うんですが、その辺、今後の整備とか管理についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部次長、蛸原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。ゆめみ野地区から高井城址公園、小貝川、岡堰に至る一帯は、豊かな水と緑の自然環境に恵まれ、また触れ合える地域です。市といたしましては、これらの河川・田園環境等、豊かな自然資源を次世代に引き継ぐ財産として守り、都市と自然が調和した良好な住環境を保持していきたいと考えております。高井城址公園におきましても、四季折々の自然に触れ合え、地域の歴史に思いをはせることができる特色ある公園として、引き続き適切に保全するとともに、その魅力を市としての魅力発信にも活用してまいりたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。それではもう少し整備とかしていたで、魅力とりで発信課と連携して、どんどん発信していただければ、もっとここに高井城址公園があるというのが分かりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に大きな4番です。私たちを取り巻く様々な環境変化を踏まえた目指すまちの未来像ということでお聞きしたいと思いますが、やはりこれはとりで未来創造プラン2024の重点施策12、先ほども申しましたが、脱炭素と循環型社会というところに関係してくるのかなというふうに思うと同時に、SDGs（エスディージーズ）のほうも関係するのかなと。4番の「質の高い教育をみんなに」というのと、7番の「エネルギーをみんなに。そしてクリーンに」、そして12番の「つくる責任、つかう責任」、13番の「気候変動に具体的な対策を」と。こういうことで、SDGs（エスディージーズ）はサステナブル・デベロップメント・ゴールズということで、持続可能な開発目標ということは、誰一人取り残さない持続可能な世界というところにつながると思いますので、その辺を踏まえて答弁をいただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは答弁いたします。今議員からありましたように、市でも総合計画に位置づけをして取り組んでいるところでございます。温暖化というのは、もう待ったなしの世界的な課題となっておりますけれども、人が生活していく上で、また様々な経済活動を行っていく上では、どうしてもエネルギーが必要。そして、そのエネルギーを生み出すためにCO₂を出してしまうというところで、なかなかこれを完全に止めるということは難しいのかなというふうに思います。だからこそ、一人一人の意識を高めていくという取組が必要であり、次世代を担う子どもたちへの環境教育、そういったものが大切であるというふうに思います。

これまで担当部局からいろいろ答弁を差し上げましたけれども、ごみの分別、4Rの徹底といった取組はもちろんのこと、環境教育、また省エネ家電の普及推進といったようなことも積極的に進めていく必要があるというふうに認識をしております。こういった取組の効果を少しでも高めるためには、議員をはじめ市民の皆様の御理解と御協力があつてこそというふうに思います。先ほど申し上げましたように、総合計画においても温暖化に対する市の役割を位置づけしておりますので、これからの取組を着実に進めて、その責務を

果たしていききたいというふうに思っております。ただ現実的には、熱中症予防に関する情報発信ですとか、クーリングシェルター、学校体育館へのエアコン整備など等々、迫り来る暑さへの対策、そちらを優先せざるを得ないという状況というところもございます。また温暖化というのは、もう地球規模の現象ですので、取手市が各種施策を頑張っても、目に見えて効果が出るというようなものではないのかもしれないというところがあります。しかしながら、とにかくＣＯ２削減に対する意識を高く持ちまして実践していけるように、市民の皆様とともに取り組んでいくという姿勢だけは、崩すことなく進んでいきたいというふうに考えております。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

〔チャイム音〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。今までの質問の中で、いろいろな担当課から答弁をいただきましたけれども、今部長が言いましたように、取手市だけが頑張ってもということで、全世界的にやらなくちゃいけない。でも、まず本当に今年の夏のように暑い、暑い——毎日が暑くて毎日が最高かなというふうに思っている現状を考えますと、やはりその中では自分たちの——自分の体を守っていかなくちゃいけないというのも最優先でやっていただかなければいけないなと思います。でも、そのほかにやっぱり私たちの、自分たちの町であり、自分たちの取手市であり、自分たちの茨城県、そして自分たちの日本、そして自分たちの地球なんですね。これが住みづらくなならないように、そして破滅しないように、行政も事業所も私たち市民も一体となって手を尽くしていかなければならないのかなと思います。だから、今日からではないのかもしれないですけども、できることを少しでもいいからやっていくようにしたいと思います。以上で質問の全てを終わります。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

続いて、根岸裕美子さん。

〔8 番 根岸裕美子君登壇〕

○8 番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。本日も大きな3項目の質問をさせていただきますと思います。まず最初に、産後ケアの在り方と利用しやすい制度設計について伺ってまいります。前回、第2回定例会では、産前サポートの強化について一般質問をいたしました。今回は産後サポートについて伺ってまいります。

まず、産後の育児環境の変化を見てみますと、昨今の晩婚化・高齢出産傾向により、産後の回復に時間がかかったり、育児の体力的負担が増加しています。また、晩婚化で経済的に余裕があったり、心の余裕があったりすると、育児に熱心である一方、SNS等の育児情報に左右されたり、育児と仕事の両立に悩んだりといったこともあるのではないのでしょうか。さらには、高齢で出産すると、自分の親も高齢になり育児サポートが得られない、地域とのつながりも希薄だったり、産後の育児サポート需要は増していると考えます。取手市の産後ケア事業の取組について、その目的と評価指標について伺います。

〔8番 根岸裕美子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 根岸議員のただいまの御質問に答弁させていただきます。産後ケア事業ですが、核家族化や社会互助意識の希薄化などに伴いまして、育児家庭の社会的孤立によってもたらされる、保護者——特に母親の心身の負担を軽減し、健やかな育児の実践を支援することを大きな目的としております。具体的に産後ケア事業は、出産後、慣れない育児に疲れてしまいがちな母親のために、育児の支援や心身のケアをしてくれるサポートのことになります。病院・助産所または対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり実施されております。適する時期に産後ケアを利用することで、母親自身が心身の健康を取り戻し、母子の愛着形成が促され、家族が健やかに育児が行えるよう支援する目的がありますので、時には母子やその家庭が安全安心に育児ができるよう、病院・保健センター・福祉機関などが連携しまして、柔軟な支援を行う重要な事業と認識しております。この産後ケア事業につきましては、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、令和5年度に実施要綱の改正が行われ、それに伴い利用対象者の要件が緩和されております。実施要綱改正前は、「産後に心身の不調または育児不安等がある者そのほか特に支援が必要と認められる者」という制限がございましたが、その後、「産後ケアを必要とする者」へと対象者が変更になっております。取手市におきましても、対象者の拡大に応じるため、利用できる産後ケア施設を随時拡大してまいりました。令和元年に6か所でありましたところ、令和7年8月現在においては9か所まで増えており、利用者のニーズに応えられるよう取り組んでおります。なお、産後ケアの評価指標につきましては、国のガイドラインにおいて、利用者の声や満足度を反映することが望ましいとされております。本市では利用者へのアンケート調査を行っており、産後ケアサービスの内容や支援の質に対する利用者の満足度を評価指標としております。具体的なものといたしましては、満足した支援内容について、「育児ストレスが軽減されたか」「体力が回復したか」などの心身状態の変化及び改善点などについて調査をしております。これらの調査結果に基づきフィードバックを行い、業務の改善等につなげております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 令和5年度から制度改正があったということで、誰でも使いやすくなり利用件数も増えていますが、本当に必要な人が使える制度になっているかという観点でお伺いしてまいります。令和6年度の実績を見ますと、利用者は全体の1割程度です。産後鬱の発症率は10から15%といわれています。鬱ではないにしても、育児に不安を感じている人が使うとしたら、利用率はとても低調であるといえます。さらに気になることがあります。こども家庭庁の産後ケア事業ガイドラインによりますと、産後ケア事業対象から除外する人の定義に、「心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母

親」、こちらが除外となっています。しかし、こういった方々こそ、手厚い支援や伴走が必要と考えます。そしてそういった方々ほどSOSを出すことが困難です。除外となる心身の不調や疾患があり医療的介入の必要がある母親に対して、どのように対応していますでしょうか。ほかに使える制度などがありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。議員ご質問の心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親とは、鬱病・不安障がい等、心の強いストレスや、糖尿病・高血圧・心疾患等の内科的疾患などがあり、自然に回復するレベルではなく、医師による診断や治療が必要な状態と捉えることができます。また、産後ケアは自費利用となるため、基本的には利用中に医療が提供できません。これが除外となることを明記している一つの要因となっているものと思います。もし、このような母親がいた場合には、今は産後ケアを受けるタイミングではありませんので、医療を優先して、医療と連携を行い、まずは母親が医療につながるよう支援をいたします。なお、治療に当たって、母親が入院等によりお子さんのことを誰も見るできないような状態となってしまう場合には、お子さんを児童養護施設等で預かっていただくショートステイサービスや、児童相談所の一時保護機能を使いまして、お子さんを安全に預かっていただくなどの制度の調整をすることとなります。また、全体の1割の利用にとどまっていることの要因については、根岸議員の御指摘のとおり、現代のお母さんたちには人に頼ることへの抵抗感があるかもしれません。そのような中、先日、窓口で産後ケアの利用手続にお越しになったお母さんと話をする機会があって、その様子を聴いてみましたところ、「ゆっくり寝られて元気になった」とか、「自分が作った食事ではなく、作ってくれた食事を食べることができうれしかった」とか、「助産師さんに心配なことを聞くことができて不安が解消された」など、産後ケアの効果を示す声を聴くことができました。このような思いを多くの方にしていただけるよう、元気をチャージできる産後ケアといった側面のイメージとともに、頼ることが悪いことではないということも含めた広報活動を行って、利用促進につながるPRをしていきたいと考えています。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。非常に――心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある母親こそ、というところだったんですけれども、そういった方にはほかでと言いますか、この産後ケアではない、しっかりとした医療と連携しながら、また一人一人に寄り添いながら支援をされているということを感じましたので、今後ともそのまま継続していただければと思います。全体の1割の利用にとどまっているということの要因で、今、副参事もおっしゃったかと思うんですけれども、今のお母さんたちって、本当に人に頼ってはいけないと思ひ込んでいたりする方が結構いらっしゃったりするんですよね。また、困ったことや悩みがないと、使ってはいけないと思ひ込んでいたりだとか、また悩みがあっても相談するほどではないかもしれないと、自分を過小評価しがちだったりということがあっていると思います。そういった意味では、制度の周知や利用誘導などというのが非常に大事になってくるかと思うんですけれども、課内で意識の統一というのは図られていま

すでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。課内で意識の統一は図られているかというところにつきましては、保健師や保育士等が赤ちゃん訪問に伺う際、統一した認識を持ち情報提供をしておりますので、課内での統一は図られております。また、月1回程度の勉強会を行いまして、最新情報等の共有は保健師のほうで図っておりますので、ここは問題ないと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。

では次に、医療機関との連携調整について伺います。産後ケア事業が利用者の不安を軽くし、心身を休めるものであるためには、受入施設との連携というのは不可欠になります。その受入施設と、どんな情報をどのように共有していらっしゃいますでしょうか、あるいは共有すべきとお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保健センター副参事、渡辺良江さん。

○保健センター副参事（渡辺良江君） お答えいたします。産後ケアにおいては、受入機関に、安全安心に母子を産後ケアしていただくことが必須だと考えております。そのためのツールとして、利用者の同意の下、アセスメントシートというツールにより情報提供を行っております。母親の妊娠経過や出産の状況、お子さんの状況、今課題となっていること、必要なケア、受入機関においてアセスメントをしてほしい内容等について、保健センターから受入医療機関側に情報共有や申し送りを行っております。また、利用した受入機関からも、保健センターに実施報告書の提出がありますので、相互の連携は図られております。なお、早急に支援が必要な場合には、電話での連絡や調整もしており、今後も柔軟な対応を行ってまいります。また、迅速に共有を必要とする情報などは、電子機器を利用した連携が想定されますが、現在はそのような環境にはありません。利用者の情報については、多くの個人情報が含まれる繊細な内容になりますので、まずは利用者のニーズについて情報を共有し、ニーズに沿った対応をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。

次、広く大勢の方に使ってもらえるようにするための改善案を幾つかご提案申し上げたいと思います。まず妊婦さんに、どの時点でお知らせするかというのがとても大事だと考えているんですけれども、妊娠から出産までの間、対面できる回数は何回を想定されていますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。妊娠から出産までの間において、妊婦さんと面談できる機会につきましては、母子健康手帳交付時の妊婦面談、マタニティクラスやプレパパ・プレママ教室などの教室の際、その後、妊娠後期の8か月の妊婦さんの面談を入れますと、3回から4回程度の回数となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 早い段階で産後の生活をイメージしてもらうとともに、産後ケアの利用も視野に入れてもらうことが大事だと思うんですけども。先日、NHKの朝のニュースの中で産後ケアを取り上げてたのをたまたま知り合いから教えてもらって、後から追っかけて見たんですけども、その中で——練馬区だったか、母子手帳を交付する際に産後ケアのことも説明をして、利用のチケットまでも、その時点でお渡しするということをしていて、ほかの自治体は、やはり利用率が1割ぐらいのところを、そこは3割ぐらい利用があるというニュースをたまたま見ました。取手市としては、どの段階でその説明というのはしてらっしゃるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。早い段階においては、マタニティクラス及びプレママ・プレパパ教室での御説明をさせていただいております。さらにその後、妊娠8か月になりますと、より出産後のイメージが湧いてくると思われますので、その際にも改めて御説明のほうをさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） さらに、知っていても、実際にこの制度を利用してみようと思えるには、幾つか条件をクリアする必要があると私は考えております。まず、自分から電話で申請したいと電話をかけるという行為——一步が取れること。そして、申請書類を提出するために保健センターに出向く必要がありますので、交通手段を持っていて、そして出かける気力があること。そして最後に、母子ともに健やかであること——この3つがそろっていないと利用が困難だと思われれます。育児が思うようにならない人ほど、この制度を利用していただきたいと思っているんですけども、手続上の困難さもあり、実際にはなかなか利用しづらいことになっていると考えます。お母さん、本当に赤ちゃんに振り回される生活が続くわけですね。なので、24時間いつでも、思ったときに申込みできるという環境をつくる必要があると思います。子育てアプリT o r i C o（トリコ）から申請できるようにしていただきたいと思うんですけども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。今、議員のほうから御紹介ございました、子育てアプリT o r i C o（トリコ）から産後ケアの申請ができるようにすることは、利用者にとって非常に利便性の高い、また一つの選択肢になると考えられますので、今後、前向きに検討したいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしく願いいたします。前回の一般質問でも、T o r i C o（トリコ）のカスタマイズをしてほしいと申し上げたら、予算がかかるので難しいです、というお話だったので、ぜひここはクリアしていただければと思っています。

現在は、保健センターが施設と利用者の間に入って、日程調整や情報伝達を行っていると同っています。先ほどもアセスメントシートのやり取りだったりというのを、保健セン

ターが間に入って施設とやり取りしてるというお話もあったかと思うんですけども、施設と利用者が直接調整したほうが効率的だと思いますが、改善の余地はあるでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。施設と利用者が直接調整することは、迅速な対応は利用者の利便性の向上につながる可能性があります。現行制度の手続の見直し、または医療機関との合意形成が必要になります。また現在、先ほど御紹介しました9施設全体での調整が整わない場合は、直接調整が可能な施設と、そうでない施設が混在することで、かえって利用において混乱を招く可能性もありますので、今後、医療関係者との協議をしていく中で、改善策を模索していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） より使いやすく改善していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。この産前産後の個別のサポートも大事なんですけども、お母さん同士の横のつながりや地域とのつながりも必要です。子育ては夫婦だけ、ましてや母親だけでできるものではありません。たくさんの手が必要です。お母さん同士のつながりとしては、既にマタニティクラスやBPプログラムがありますが、さらに出会いの場・対話の場を増やしてほしいと思います。また、日々の生活をフォローする家事サポートサービスというのにも必要と考えます。今日取り上げましたこの産後ケアは、日常から離れてゆっくり休む場の提供となっていますが、それに加えて家事サポートで家事を手助けすることでも、母親の日常のストレスというのを軽減することにつながります。両方の支援が必要だと思います。今後、産前産後の母親に寄り添いサポートなどを行う産後ドゥーラや、家事支援団体との連携を進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。産後ケアの利用者が、並行して産後ドゥーラや家事支援団体のサービスを利用することは、産後の母親・家庭に対するサポートを、より充実させる上で大変有意義であると考えております。しかしながら現在、産後ドゥーラや家事支援団体は民間事業者であり、市が公費で連携を行う場合には、どのような団体と、またどの程度連携を実施するのかについて、幅広い議論を重ねた上で導入が必要と考えます。市として、利用者の皆様に有益で持続可能な連携などについて、先進事例などを参考に、今後、調査研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひよろしくお願いいたします。今後も重層的に子育て支援政策を推進していただきますようお願いして、この質問は終わりにします。ありがとうございました。

では次に、地域公共交通計画策定について伺います。取手市民の移動における現状と公共交通の在り方について、これまで何度か一般質問してまいりました。地域公共交通計画を今年度中に策定する大詰めに入っていく今、当市が把握している課題感と、それに向けての対策の方針について伺ってまいります。まず、公共交通に関する市民アンケート調査結果について、簡潔に御説明をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。昨年度、実施をいたしました市全域を対象としたアンケート調査につきましては、郵送した 3,000 件のうち 1,437 件の回答をいただきまして、回収率としましては 47.9%と、公共交通に対して皆様が高い関心を持っていただけているというふうに感じております。アンケート調査の結果でございますが、回答者の属性として、60 歳以上の方からの回答が約 6 割を占めておりまして、高齢者の方ほど公共交通への関心が高いということがうかがえます。地域特性といたしましては、自動車の所有率が 8 割以上と非常に高く、通勤・通学や買物、通院における移動手段として、1 番目や 2 番目に位置しているところから、自動車への依存度が高い傾向にあります。

次に、各交通モードの利用実態について整理しましたところ、鉄道・路線バス・コミュニティバスの順に、通勤・通学の利用から買物や通院の利用にシフトしていき、利用者の年齢層も、若い世代から徐々に高齢者世代に移っております。また、タクシーにつきましては、年齢であまり隔たりがなく、バスの運行時間と利用したい時間が合わないときの移動に利用されていると推測されるほか、タクシー事業者からは、定期的には買物で利用する高齢者がいるということ聞き取っております。なお、不満を感じる点といたしましては、鉄道やバスでは運行時間や運行本数、タクシーの場合は運賃の高さや駅での待機台数に関する回答が多くございました。

続きまして、日常生活で外出に困っているかの設問におきましては、地域別で回答を整理しましたところ、外出時の移動に困っている方が 3 割を超える地域として、浜田や双葉、高須地区など、鉄道から離れた場所に住宅街が点在している東部地域に隔たっていたほか、全体的な傾向として、現時点では移動に不安を持っていないものの、5 年後・10 年後の将来では、移動に不安を抱えている方が多くいることが分かりました。

そのほか、将来的に整備が必要と考えられる運行形態の公共交通としては、ドア・ツー・ドアでの輸送を軸に、ほかの利用者との乗り合いを許容することで、金額をある程度抑えたいという傾向が見られ、運行範囲よりも便数の多さを望む回答が多いことから、使いたい時間帯に比較的安価な金額で目的地へ行くことができる、利便性の高い公共交通を望んでいることが読み取れました。こうしたアンケート調査の結果から見てきた各公共交通の役割や改善点などに加え、地区や交通事業者への聞き取り調査の結果などを踏まえまして課題を整理しており、今後、市が目指す公共交通網の将来像や方針へ反映してまいりたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 実際、このアンケートを見て、報告をどのようにつくってこられるのかなと思って――まとめ方はどういうふうにとったんですけど、とても分かりやすく、簡潔でポイントが分かる説明だったと思います。ありがとうございます。この市

民アンケートを含め、様々な調査をこれまでされてきました。調査結果から見えてきた課題をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。様々な調査結果から見えてきた課題ですが、昨年度に実施した調査としましては、市民アンケート調査や地区ヒアリングのほか、交通事業者、送迎サービスを行っている企業・病院、スクールバスを出している公立の市内高等学校、移送サービスを行っている福祉団体へのヒアリング調査などがございます。また、国勢調査や全国パーソントリップ調査など、国や県が実施した既存の調査についても、市の公共交通に関する現況を把握するために活用しているところでございます。これらの調査結果に基づきまして、大きく3つの課題に整理しております。

まず1つ目の課題として挙げられるのは、地区や利用者の特性に合わせた移動手段の確保です。市民アンケートでは、既存の公共交通の拡充・維持を求める回答が多い一方で、地区ヒアリングを通して、身体的・地形的な要因によって、最寄りのバス停までの移動が困難な方が多いことも把握しており、ドア・ツー・ドアによる輸送も必要な状況にあることを認識しております。そうした移動需要を満たすために、デマンド型交通も既存の公共交通を補完する移動手段の候補として考えておりまして、交通事業者とも現在、協議を重ねているというところでございます。

2つ目の課題でございしますが、鉄道や路線バス・タクシーといった既存の公共交通の維持・存続が挙げられます。特に、通勤や通学で利用される鉄道や路線バスは輸送力が高く、コミュニティバスでは代替できないため、利用促進により収益性を向上させることで維持を図る必要があると考えております。具体的には、交通モード間の乗り継ぎ環境を整えるほか、路線バスとコミュニティバスの重複の区間を解消するなど、将来的なコミュニティバスの再編も視野に、過去の運行実績なども踏まえまして検討してまいりたいと考えております。また、タクシーに関しましても、定時定路線の交通が使いにくい方の移動手段として重要な役割を担っていると認識しており、新たにドア・ツー・ドアの移動手段を導入する場合にも、既存のタクシー事業を圧迫しないよう、運行エリアの選定や運賃設定など、そういったものを交通事業者の意向を踏まえた上で、共に地域の公共交通を支えていけるような制度設計が必要になるものと認識しております。

3つ目の課題といたしましては、運転手不足が挙げられます。運転手の確保に向けて、交通事業者では待遇改善などを進めておりますが、そうした対応にかかるコストへの間接的な支援としては、公共交通の利用者を増やし、収益率の向上を図ることが重要であると考えております。そのため、利便性の高い公共交通網の構築だけではなく、住民に向けた公共交通利用の啓発や、バス・鉄道などを組み合わせた利用方法の周知なども同様に大切な取組であり、情報発信にも力を入れていきたいと考えております。これらの課題を踏まえまして、持続可能な公共交通網の構築に向けた、計画の基本方針を検討してまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。

次に、学生に対する支援策について、伺います。移動弱者というと、どうしても高齢者がクローズアップされがちですが、車の免許を持たない学生も移動弱者といえます。高齢者に対しては、シルバー割引として70歳以上の方を対象に、3か月で3,000円のコミュニティバス利用定期券が販売されています。経済支援とバス利用促進の両面から、学生に対しての通学補助制度の検討はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。学生に対する支援ですが、市内には鉄道から離れた場所に立地している高等学校がございまして、通学にはスクールバスや路線バスなどを利用されている生徒がいることは、学校へのヒアリングを通して把握しております。そうした中で、通学のための交通費がかかるという点では、高校生に限らず中学生や大学生などにも当てはまるものでございまして、公平性の観点からも、公共交通を利用する特定の年齢層に対する支援は、慎重に検討していく——考えていく必要があると考えております。一方で、通学に路線バスを利用していただくことについては、交通事業者にとって、安定でまとまった収益が発生し、路線の維持にも資するものでございますので、市としても積極的な利用はお願いしてまいりたいと考えております。そうした事情も踏まえ、御家庭の中で、高等学校への通学にバスを利用するに当たって、通学定期の購入が経済的な負担となっているという御意見は、今後の利用促進に向けた運行サービスの見直し等の参考としていただけるように、交通事業者のほうに対して、しっかり伝えていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。この件に関しては、昨日の染谷議員の質問もありました。通学補助という形になるのかどうかというのは、これからだと思いますが、そういった支援の必要な学生を、こどもまんなか社会全体で、どうやって支えていくのかというのが、これから検討されるべきだと思います。観点としては、これは、こども部のマターになってくるのかなと私は思っているんですけども、今後検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、市民への情報提供・啓発について伺います。地域公共交通計画を策定し、公共交通を再編したとしても、100点満点とはいかず、不満が出ることは避けられません。市民の側も現状を理解し、自分のライフスタイルを見直し、あるものを使いこなす、そういう意識を醸成することがとても大事になってくると思います。ホームページや広報とりでの掲載に加え、アウトリーチ型の情報提供が今後必要だと考えます。今回、調査段階で行った、地区ヒアリングといった地域住民との意見交換の場・対話の場を継続して持ち続けることが有益であると考えます。市民に向け、どのようなアプローチを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。市民に向けたアプローチについてですが、公共交通の利用促進に結びつけるためには、公共交通の整理・再編などの事業を、

どのような意図を持って実施したのかを市民の皆様にお伝えをし、その周知や公共交通利用に対する啓発を通して、共通認識を持っていただくことが大切であると考えております。アンケート調査の結果からは、本市は日常の移動に自動車を利用される方が多く、自動車への依存度が高い状況にあります。公共交通維持の観点からすると、外出時の移動手段を一定程度、公共交通に転換していただく必要があると考えております。また、本市は取手市気候非常事態宣言を表明し、二酸化炭素排出量の削減目標を掲げており、公共交通の利用が広がることで、環境負荷の低減も期待されます。このようなことから、自動車に依存する状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を利用する状態を目指していく、そういったモビリティマネジメントの取組が重要であると考えております。具体的な取組方法につきましては今後の検討となりますが、例えば小中学校を対象としたバス乗車体験会の実施や、通勤時における電車やバスなどを利用していただくように企業のほうに促すなど、啓発活動を通して公共交通を生活の中に取り入れていただけるような意識の醸成を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今回伺った地域に対しては、策定後も説明の機会、対話の機会を継続し、またアンケート調査等も定期的の実施してはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。今回の調査に当たりまして、幾つかの地域のほうで御協力いただきまして、課題の把握をさせていただいたところでございます。市民や地域への説明、情報提供についてですが、例えば持続可能な公共交通網の構築に向けて、路線バスやコミュニティバスの再編を実施した際には、どのような部分が利便性が増えたのか、また具体的にどの路線が変わったのかを、利用者の皆様に分かりやすく伝えていくことが大切だと考えております。実際に今年の7月1日から、桜が丘地区におきまして路線バスの日中時間帯が増便となった際には、バスの使い方を提案するチラシを自治会を通じて配布させていただいて、外出時の活用を呼びかけるなど、利用が想起しやすい形で情報提供を実施しております。同様に地区ヒアリングなど地域からいただいた御意見に関する交通事業者との協議結果などについて、考え方を含め改めてお伝えすることで、公共交通に対する意識醸成と利用促進につながるものと認識しておりますので、今後、効果的な手法を具体的に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。これまで地域に出向く機会というのは、出前講座ぐらいで、あまり積極的ではなかったと感じております。しかし、対話を怖がらずに継続することで、地域の方々が市の考え方を理解したり、経過を知ることによって納得したり、そして市民の声に応えようとしてくれていることを実感するということが期待されます。それが信頼関係を構築することにつながりますので、ぜひ力を注いでいただきたいと思います。

最後に、先ほど挙げていただいた3つの課題がありました。それに対して対策を立てて

いくことになるかと思うんですけれども、計画の骨子と策定までのスケジュールをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。本市における公共交通につきましては、かつての高度経済成長期において、大量輸送を前提とした公共交通網が整備され、地域の移動需要に対応してまいりましたが、現在は人口減少が進む中で、かつてのような路線や運行本数を維持することが難しい状況となっております。しかしながら、公共交通は地域住民の日常生活を支える重要な基盤であり、利便性が低下したとしても存続させていく必要があります、そしてその維持のためには、市民の皆様に積極的に利用していただくことが不可欠であると考えております。そうしたことから、持続可能な公共交通網の構築に向けた公共交通計画の骨子としては、限られた財源や交通資源などの制約を踏まえつつ、大きく4つの方向性に整理しております。

1つ目は、総合的な公共交通体系の構築です。市内の公共交通には、鉄道や路線バス・コミュニティバス・タクシーなど、多様な移動手段がございます。交通計画では、これら各交通モードの役割分担を明確にし、移動不便地域の特性に合わせた移動手段を検討するとともに、交通モード同士の接続性を強化し、ネットワーク全体での利便性の向上につながる新しい公共交通体系の構築に取り組んでまいります。

2つ目といたしまして、利用実態とニーズを踏まえた公共交通の再編です。地域や世代によって異なる利用実態とニーズを踏まえた交通モードの配置を検討するとともに、路線バスとコミュニティバスの重複運行区間を解消することによって、交通事業者の収益性を改善し、効率的な運行につなげてまいります。

3つ目としまして、限られた輸送資源・財源を有効活用するためのコミュニティ交通の整理・再編です。鉄道・路線バス・タクシーなどの既存の公共交通は有限であるため、限られた輸送資源をいかに有効活用するかが重要になります。そうした中で、既存の公共交通のみでは対応できない地域などに対しては、コミュニティバスのほか、これらを補完できる地域特性に合わせた新たな移動手段の導入を検討しております。また、福祉の移送サービスにおきましても、人員不足の状況にあることから、福祉と公共交通で役割分担を明確化し、利用者や地域の特性に合わせたコミュニティ交通の整理と再編を進めてまいります。

最後に、公共交通を将来に残す市民意識の醸成でございます。公共交通を確保・維持していくためには、持続可能な公共交通網の構築だけではなく、市民の皆様に公共交通を知ってもらい、より多く利用してもらうことが重要であると考えております。そのためにも、情報発信や啓発活動を通して、公共交通に対する地域の関心を高めて利用促進を図り、生活の中に公共交通を取り入れる意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上、4つの方向性を軸に、現在、交通計画の策定に向けて各事業者との調整を進めているところです。今後の流れといたしましては、取手市地域公共交通会議において交通計画案を取りまとめいたしまして、パブリックコメントで市民の御意見を頂戴しながら、最終的な校正を踏まえまして、年度内の公表に向けて進めてまいりたいと考えているところ

でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。計画策定とともに、本当に早く交通の空白地帯というところを対処していただきたいと思っています。まずは計画策定をしたその後に、コミバスだったり新しいデマンド交通というところの実証実験とかが始まっていくと思うんですけれども、もう本当に待ったなしで地域の方待ってらっしゃいますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。以上でこの質問を終わります。ありがとうございました。

では最後に、広域避難受入体制と取手市原子力災害防災計画策定について伺ってまいります。災害時相互応援協定の一つとして、東海村と取手市・つくばみらい市・守谷市の3市1村で、原子力災害時における東海村民の広域避難に関する協定書というものを平成29年の3月29日に締結をしています。——こちらホームページに掲載されている情報です。こちらを基に、東海村及びその周辺において原子力災害が発生した場合の避難者受入体制について質問をいたします。申し上げた協定書の第2条第2項に、「避難受入市は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を東海村民の避難所として提供する」とあります。受入人数は最大2万3,000人と伺っています。現在、避難所として提供すべき平米数と、取手市地域防災計画における直下型地震の避難者想定約1万1,700人に必要な避難所の平米数をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。東海村との原子力災害における東海村民の広域避難に関する協定に基づきまして、先ほどございました東海村の村民の方を受け入れる体制を整備しているところでございます。先ほどございました協定書の第2条第2項に基づきまして、指定避難所等公共施設の一部を提供することとなっております。避難施設には民間施設も含まれるため、公共施設と民間施設を合わせた具体的な平米数については非公開とさせていただいているところでございます。御質問の収容人数に関する避難所の必要面積ということですが、様々な考え方がございますが、昨年、国において示されました国際基準でございますスフィア基準、こちらでは1人当たり3.5平米が推奨されております。この基準を当てはめた場合、1万1,700人の収容には約4万1,000平米の面積が必要になるということでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 受入人数が2万3,000人で、その避難所として提供すべき平米数をと申し上げたんですけれども、そこは非公開ということですね。民間と公共施設とを合わせ持つての必要な平米数という考え方なので、公共施設として幾つというのは今、言える立場——というか、言えるものではないという理解をしました。2万3,000人というのは最大の受入人数ですし、今おっしゃったとおり、民間も合わせてその避難所を用意していただくということになっているということなので、必要なのがちゃんと準備できるのか

というところだと思うんですけれども。本当にどれだけの方が東海村から避難してくるかという想定も難しいところなんですけれども。そもそも原子力災害というのは、地震や津波などによる複合災害のほうが、単独事故よりもリスクとしては高いと考えます。ということは、何がしか起こった場合に、取手市民も同時に避難者となることが十分考えられ、その中で取手市民の避難者想定の倍の東海村民を受け入れることは、実質困難であると私は理解しております。実際、第2条第1項に、「原子力災害時で東海村民の生命または身体を災害から保護するため、東海村長が県内広域避難の必要があると認めたときは、避難受入市は東海村民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、東海村民を受け入れる」とありますので、受け入れられないと言えるということも確認しておきたいと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。東海村民の受入れにつきましては、当市の被害状況を踏まえて対応していく考えでございます。なお、避難を受け入れられない事態が生じた場合には、国・県において避難先を調整することとなっております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん——ちょっと待ってください。

立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） 先ほどの中で公共施設、そちらのほうに関しましては、人数のほうはお答えすることは可能なんですけども——あっ、面積。それどうでしょうか。

○8番（根岸裕美子君） お願いします。

○総務部次長（立野啓司君） 面積のほうでございますが、5万4,418平米でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ありがとうございます。だから元に戻ると、1万1,700人の取手市の直下型地震の避難者想定だと4万1,000平米で、東海村民を受け入れる場合の想定というのは、五万四千何がし平米ということですのでよろしいですね。——分かりました。広域避難受入れについて、どれだけ実効性があるかという点について非常に疑問です。しかし、取手市民も避難受入想定についての情報を知っておく必要があると考えます。現在は、ホームページに協定締結しているということは載っているんですけれども、それ以上の内容については、どのように市民に情報提供されますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。原子力災害時の広域避難受入時には、市が作成しております地域防災計画に基づき対応することとなっておりますが、具体的な受入計画の策定並びに周知につきましては、避難元である東海村、避難先である守谷市・つくばみらい市・取手市と協議をして進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。今現在はその計画がないので、なかなかはっきりしたことが言えないと理解しました。取手市は福島第一原発事故によりホットスポット

になった経験があります。東海村民の避難受入れとは別に、当市の原子力災害防災計画が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。原子力災害における防災計画につきましては、国の防災計画に基づき、原子力発電所からおおむね 30 キロの範囲内の市町村が策定することとなっております。このため、現状、取手市は原子力災害に対する防災計画を策定しておりません。しかしながら、福島第一原子力発電所事故において、プルームの通過により放射性物質の影響が取手市に及んだことや、原子力災害対策指針において、必要に応じて緊急防護措置を準備する区域以遠の周辺地域も考慮している点も受け止めております。緊急防護措置を準備する区域外である取手市におきましても、市民の安全を最優先に考え、原子力災害時の対応として、原子力災害に対する防災計画の策定の検討をする必要があると認識しておるところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8 番（根岸裕美子君） 検討しているところだということで、既に共に協定を結んでいる、つくばみらい市・守谷市においては、原子力防災計画を策定されています。私はこの計画策定しておくことが、避難村民受入れにもプラスに働くと考えていますので、ぎりぎりの職員数の中で業務の優先順位はあるかと思えますけれども、早急に着手していただきたいと思います。東海第二原発の再稼働には、実効性のある避難計画策定が必要だという判決も出ております。現状は、実効性を担保するのは非常に難しい状況だということが、今日のやり取りで分かりました。取手市議会でも再稼働反対の請願を採択しています。様々な事実や情報・データを見るにつけ、東海第二原発の再稼働は無理だと私は考えております。しかし現状は、誰も諦めると言わず、再稼働にしがみつき、不毛な工事にたくさんの税金が投入され、どこかにそのお金が消えていっているということに、私は怒りを感じます。多くの方に東海第二原発についてはもちろんのこと、日本の原発の現状を、事実を、もっと知っていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わります。

13 時まで休憩いたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。午後一番となります。眠くなる時間だと思いますけども、元気に一般質問させていただきたいと思っております。今回、一番初めに選定療養費の徴収についてということでやらさせていただきます。前回、6 月の第 2 回定例会で、取手市議会として茨城県に、救急時の選定療養費徴収についての意

見書を提出をいたしました。救急時の選定療養費徴収についての意見書は、近隣でも、つくば市・つくばみらい市・牛久市でも提出がされており、水戸市においても意見書の提出の陳情が出されて、継続審査と今なっていると聞いております。取手市議会としては、3項目要請をいたしました。各施設の現状の把握と十分な検証と情報公開、それと各施設における具体的なガイドライン作成と医療機関との共有、検証会議に各施設の現場関係者などを加え、より幅広い視点での検証を行う、この3点でございます。この意見書の県の対応について、日本共産党の茨城県議である江尻加那県議にお願いをいたしまして、県の担当課に確認をしていただきました。取手市議会での意見書の確認の内容については、資料を用いて説明をいたしますので、席に移動させていただきます。

〔2番 本田和成君質問席に移動し資料を示す〕

○2番（本田和成君） まず、3項目あるので、一つずつ説明させていただきます。1つ目が、各施設の現状把握と十分な検証と情報の公開ということなんですけれども。ここについては、学校に対しては3月から4月に＃8000番の活用を再度周知したと。それから、対応に困った事例は県に相談をしてほしい、それを基に運用を検討する。情報公開は、3か月ごとに検証会議の内容を公表するということです。

2番目、具体的なガイドライン作成と医療機関との共有についてですけども、既にガイドラインを設けているので具体的なものを作成する予定はない。判断に迷う事例があれば県に相談をしてほしい。

そして3番目、検証会議に各施設の現場関係者などを加え、より幅広い視点での検証ということについては、会議メンバーの医師会役員に福祉施設の経営役員を兼ねている方もいるため、福祉関係者の意見は反映できている。それから、徴収を見送っている3つの大病院関係者もメンバーに入っている。二次医療機関へは必要に応じて情報共有をしていく。教育関係には随時説明会などを行い意見把握に努める、ということです。

今、対応について説明させていただきましたけれども、これらの県の対応というのは、この制度運用がされたときから——初めからやられているものです。ですから、県の対応——しかしこの県の対応というのは不十分で、運用が開始されてから様々な状況が出ることから、取手市議会としても意見書を提出したということになります。この意見書の要請への対応を見ますと、特に運用面で修正をするというようなことがちょっと見えないなという状況で——私は感じております。

この結果を踏まえまして、質問させていただきたいなと思います。まず、本市での徴収数それから徴収例、これをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど来、議員のほうからも御紹介いただいておりますが、令和6年12月2日月曜日から、茨城県が新たに策定したガイドラインの下、救急要請時の緊急性が認められない場合、一般病床数が200以上の病院において選定療養費を徴収することとされました。県内では22病院

が該当し、取手市内ではＪＡとりで総合医療センター、１つが該当しております。制度開始以降、令和７年３月までは毎月１回、令和７年４月以降は３か月に１回の頻度で、茨城県が、対象病院の救急医・小児科医等の関係者、各消防本部担当者、休日夜間診療所を有する県内１０市の担当者、県医師会、県病院協会等を対象に、救急搬送における選定療養費の徴収に関する運用状況の検証のための会議をオンラインで開催しております。この検証会議の目的ですが、救急車の呼び控えによる重症化事例がないか、救急搬送時の緊急性の判断目安の平準化、救急電話相談の運用改善、現場トラブル事案の共有、解決策の検討となっております。茨城県が令和７年３月以降、制度開始から令和７年６月末までの運用状況を検証・分析し、令和７年６月３０日までの運用状況を、令和７年７月末に公表しております。選定療養費の徴収開始以降、取手消防署管内での救急搬送件数は累計で３,１４６件となり、前年同月比の救急搬送件数は３,２７１件、前年同月比約４％の減少となっております。また、取手市民の選定療養費の徴収件数は１１件となっております。年齢区分別で見ますと、満６５歳以上の高齢者が６件——全体の半分以上を占めております。なお１１件というのは、あくまでも取手市民が搬送先の医療機関で選定療養費を徴収された件数となりまして、取手消防署管内から搬送されたケースとは限りません。また、茨城県が医療機関ごとの徴収件数を公表していないことから、徴収件数１１件、全ての搬送先がＪＡとりで総合医療センターとは限らない状況であると考えております。徴収例についてなんですが、茨城県が策定したガイドラインによる例示の症状——風邪の症状のみ・打撲のみ・軽度の切り傷など、こういったものが５件、その他、発熱・腹痛・めまい・ふらつきなどが６件となっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○２番（本田和成君） どうもありがとうございます。詳細に説明していただいてどうもありがとうございます。今ご答弁あったとおり、県は徴収した病院について公表をしてないんですね。ですから、どこの病院とか、どの地域で搬送されて、どこの病院が徴収したかというのは全く分からない状況です。それと具体的な徴収例についても、これは例えば今ご答弁あったように、風邪とか打撲とか、こういう症状だけで、具体的にどういった状況で徴収がされたかということも公表がされておられません。取手市民の徴収が１１件ということなんですけども、取手市は公的病院等運営補助金として、ＪＡとりで総合医療センターに毎年９,０００万円程度の補助金を出しております。このうち——以前に担当課にちょっと調べていただいたところだと、特別交付税が６,０００万円くらいということです。実際、取手市民の健康とか命を守るために、この補助金をやってるんですけども、それと反して、やっぱりこの救急車で運ばれた場合に徴収をされる可能性があるということについて、本当に市民の健康や命、こういったことに関わるケースにつながるおそれがあるんじゃないかということを私は感じております。そういった意味で、市民の不安や救急の呼び控えがないように、ＪＡとりで総合医療センターに具体的な徴収例の確認とか、そういった把握というのは、できるのかできないのか、この辺をちょっとお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 具体的な例を、J Aとりでのほうに要求というか請求できるかということの御質問だと思いますが、そちらについては県のほうでもデータとして公表していないものとなりますので、そちらについてはできないと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 分かりました。ただ、やっぱり市民の命とか健康に関わることで、すから、懇談とか、そういったところでアプローチをちょっとしていただきたいなと思います。

続いて、教育現場の現状についてでございます。県はガイドラインがあるというふうに答えているんですけども、そのために具体的なガイドラインをつくらないということなんですけども、以前、私が教育委員会から確認させていただいたものは、具体的な内容ではなかったと思っております。新たにアップデートされたものが県から来てるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。まず、市内の小中学校におきまして、児童生徒が今現在、けがや体調不良で緊急搬送された際に選定療養費が徴収された事例は、現在のところはございません。また、県による選定療養費の徴収に関する説明会につきましては、本年3月5日にオンライン形式で開催されました。この会議は県の医療政策課が、市町村教育委員会・保健所・県保健体育課を対象として開催しておりまして、緊急搬送時の選定療養費に関する統一的なガイドラインや、選定療養費が発生する可能性がある状況についての説明が行われました。また、緊急電話相談についても説明があり、その後、意見交換が行われております。各市町村からは、緊急電話相談に関する場合のけがの目安や、選定療養費の徴収から学校を除外してほしい、などの要望がございました。県からは、選定療養費に関するポスター・パンフレットの周知依頼や、学校現場で緊急搬送等が発生した場合に情報提供を求める依頼などがありました。現在、県からは県単位【「県単位」を「月単位」に発言訂正】で、県内の小中学校の選定療養費の徴収状況についての情報が全市町村に提供されているところでもございます。市としましては、これらの情報を学校現場と共有し、引き続き適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。3月5日ということで、それ以降というのは、ないということによろしいんですかね。ちょっと3月5日というと、大分この運用がされてから——もう8月になってもう5か月——約半年がたとうとしてるという状況の中で、やっぱり状況が変わってきてると思います。その中で、市内の小中学校から教育委員会に意見など、そういったものというのは上がっているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。現場では児童生徒が大きなけがや体調不良で緊急搬送が必要になる場合がありますけれども、学校では診断や処置ができないため、ためらわず緊急要請を行っております。しかし症状によっては、緊急搬送が本当に必要か、一般外来でよいのか判断が難しいこともあります。そのため、緊急電話相談を利用することもございますけれども、相談中に症状が悪化するリスクもあることから、学校からは緊急搬送に関して選定療養費の徴収の対象から除外してほしいというような要望がございます。市としてもこの要望を重く受け止めまして、学校の緊急搬送の事案については、選定療養費の徴収から除外するよう、県との会議の場、そういったものがあつたときには引き続き要望していきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。やっぱり教育現場では、なかなかこの判断が難しいということがあると思います。今ご答弁で、その要望を上げるということですので、ぜひ県に、市としてもしっかりと要望を伝えていただきたいと思います。

では続きまして、福祉施設についてですけれども、高齢者や障がいのある方は、症状をうまく伝えられないケースがあると思います。そういったケースなどの相談や意見、こういったものは市に情報は上がってきてるのかどうか、これをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 御質問に答弁いたします。市の福祉施設における救急時の対応について御説明いたします。まず、障がい者施設におきましては、各施設に在籍しております常勤看護師が、応急処置等の初期対応を行った上で、緊急性が高いと判断した場合、救急要請を行っております。看護師が不在の場合には、各施設の事故対応責任者及び施設長が判断を行うこととなっております。障がい者につきましては、自身の症状等を明確に表現できない場合もあるため、複数の職員で事故発生時の状況を確認した上で、緊急度を判断し、かかりつけ医への相談や救急要請の判断を行うこととしております。

高齢者施設におきましては、本人に症状等の確認ができる場合には、本人の意思を確認した上で救急要請を行っております。また、意識混濁時などに本人の意思確認が行えない場合には、職員の判断により要請を行っております。なお、老人福祉センターのうち、あけぼのにつきましては、隣接する障害者福祉センターに在籍している看護師に相談し、緊急性のほうを判断するなどしております。いずれの施設におきましても、事故発生時及び救急搬送時には市へ報告を行うこととなっており、適時適切に救急要請の判断を行っているものと認識しております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） どうも詳細にありがとうございます。学校現場においても福祉施

設においても、やっぱりいろいろな判断をしなきゃいけないというところだと思います。そこで、この運用というのは県の事業なんですけども、水戸市では学校からの緊急搬送時に徴収された場合の補助というのを設けております。この補助について、水戸市のこの補助に対しての県の見解というのは、やっぱり教職員の負担軽減であるというふうに認識しているということです。当市では学校で、例えば首から上のけがについては、ためらうことなく救急要請をすとか、そういったガイドライン的なものというのがあると思います。改めて学校や福祉施設など現場の意見を収集して、既にあるそういったガイドラインをブラッシュアップしていただいて、その中でしっかり対応ができるようにしていただきたいなと思います。それで、具体的なガイドラインを改めて作成をしたりとかして、その上で救急搬送して、万一、選定療養費を徴収された場合、市のほうで独自に補助するというようなことが可能なかどうか。これを検討していただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。水戸市の取組の状況につきましては、取手市としても把握をしておりますが、現時点で同様の補助を実施する予定はございません。選定療養費の徴収につきましては課題として認識しておりまして、取手市議会からも選定療養費に関する意見書も提出されているということもございますので、その後の県の動向を注視するとともに、他市町村の動向についても情報収集に努めていきたい、そのように考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。なかなか難しいということなんですけども、先ほど、市としてもしっかりと意見を上げるということですので、ここは本当にしっかりやっていただきたいと思います。市民が最も知りたいのは、何をどういう状態で救急搬送した場合徴収されるのか、というところだと思うんですね。やっぱり教職員についても、そこの部分が明確じゃないから、そこで判断に迷ってしまう、そういうこともあると思います。市民の方の健康とか命に直結することですから——この辺も9月末に、また県の検証結果が公表される予定になっておりますけども、市民が不安にならないように、しっかり周知とか対策とか、そういったところを行っていただきたいと思います。以上で終わりにします。どうもありがとうございます。

続きまして、道路と街路樹の管理についての質問になります。まず、8月11日に小学校の樹木が倒れたことについてです。今回、学校内の樹木の倒木を受けて、市内の小中学校の樹木の点検・調査を実施するという報告がありました。調査・点検はどのように行ったのか、そして剪定・伐採が必要な樹木、こういったものがあつたのかどうか、これをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。申

し訳ありません。答弁の前に、先ほどの選定療養費の質問の中で、現在県からは、「県単位」で市町村に提供されてるということで答弁させていただいたんですけど、すみません、正しくは「月単位」で提供されているということなんで、訂正させていただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 訂正を認めます。

○教育部長（飯竹永昌君） 申し訳ありません。

続きまして、学校の樹木に関して答弁させていただければと思います。学校の樹木につきましては、記念樹木や桜の木など多種多様な樹木があり、樹齢が長いと思われる樹木も多数ある状況でございます。そのような状況の中、ふだんから教育委員会職員や学校教職員により確認を行い、樹木の状況把握に努めているところでもございます。また、枝折れや倒木により児童生徒及び近隣へ危害が及ぶおそれがある樹木につきましては、定期的に剪定や伐採を行い、学校敷地内樹木の保全に努めているところでもございます。しかしながら、先月 8 月 11 日に取手小学校敷地内の樹木の倒木が発生しました。人的被害はありませんでしたが、近隣民家への物的被害を及ぼす事故が発生してしまいました。私も当日、現場に直接確認させていただきまして、翌日には市長・教育長それぞれが訪問しまして、現場の確認と御迷惑をおかけしたことにつきまして、おわびを申し上げたところでもございます。倒木した樹木につきましては、翌日中に業者により撤去をするとともに、被害住宅の屋根及び外壁の仮補修作業についても、翌日中に業者により完了しているところでもございます。現在、被害者住宅の本復旧に向けて進めているところでもございまして、引き続き被害に遭われた方に寄り添った対応をしてまいりたいと思っております。その上で、今回の事故を踏まえまして、対応につきまして担当課長から答弁させていただきたいと思っております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育総務課長、澤部 慶君。

○教育総務課長（澤部 慶君） それでは本田議員の御質問に対しまして、教育部長の補足答弁を申し上げます。今回の事故を受けまして、市内小中学校全 20 校につきましては、8 月 13 日から 15 日にかけて、教育委員会職員による学校敷地内樹木の緊急点検を行いました。またダブルチェックとしまして、各学校の皆様方にも樹木の緊急点検を依頼しました。その結果、今すぐに倒木するおそれのある樹木は確認されませんでしたが、私どもの確認の中で、老化が進んでいるように見える樹木ですとか、枝枯れ等、将来的な倒木のおそれを否定できないような樹木、そういったようなものにつきましては、業者に専門的な見地での相談を行った上で、伐採や枯れた部分の剪定等の対応をしてまいりたいと考えております。また、一部学校につきましては、既に着手もしている状況でございます。あわせまして、緊急点検の際、学校周辺道路の樹木でも気になる部分がございました。そういったものにつきましては、関係する課に報告をし、情報共有を図っているところでもございます。今後も児童生徒の安全を第一に考えまして、日常的に教育委員会職員及び学校教職員による確認を行い、学校敷地内樹木の状況把握・管理に努めてまいりたいと考えて

おります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 詳細にありがとうございます。昨年も通学路の樹木の倒木がありました。子どもたちの安全に関わる部分ですので、しっかりと引き続き確認をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、街路樹についての質問に移りたいと思います。当市では3,300本の樹木を管理していると、以前私の一般質問での御答弁がございました。市内の樹木は50年を超えるものや、様々な種類の樹木がございました。学校での倒木というのもありましたけども、本市の樹木はどのような状況なのか、どのように管理しているのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま議員からも御紹介いただきましたとおり、市内には主に都市計画道路を中心といたしまして、約3,300本の街路樹が植栽されております。沿道の景観や快適さを向上させ、車道と歩道を分離、歩行者の安全を守るといふ、街路樹の機能や役割を十分に発揮させるためには、それぞれの街路樹の状況に応じた様々な手入れを行いながら、限られた道路空間における計画的な育成・管理が不可欠でございます。現在、植栽後数十年が経過いたしました、老木化・大木化が進み、腐敗や根上がりによる倒木の事故というものが全国でもございます。本市におきましても、こうしたリスクに対しましては、できる限り早期に対処する必要があると考えております。このため市では、通学路をはじめとする市内全域の街路樹につきまして、剪定を業者のほうに委託した際には、まずは業者によります街路樹の実態調査というものを実施しておりまして、特に倒木の可能性の高い樹木に関しましては、より丁寧な事前協議というものを行っております。加えまして、大雨や台風、こういったものが予想される際には、建設部の職員によります事前の道路パトロールというものも実施しておりまして、街路樹の異常を確認するなど、事故を未然に防ぐ対策を行っております。現在も台風15号の接近の予報というものが出ておりまして、管理課の職員、昨日、本日も道路パトロール、街路樹のパトロールのほうを既に実施しております。また職員に対しましては、庁内の情報システムというものを活用いたしまして、通勤や公務の際に街路樹の異常を発見した場合には、管理課まで情報提供をしてもらうような周知というものを行っております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。今の御答弁にもあったんですけども、見た目ではちょっと分からなくて、倒れそうにないという樹木が倒れるということ——これ昨年の私の一般質問でもちょっと取り上げさせていただいたんですけども、全国的にこれが起きてます。樹木の倒木の点検基準については、先ほど御答弁あったように、剪定時に調査してもらうということなんですけども、やっぱり50年を超える樹木など、様々な形

態がございます。樹木の危険性を把握するために、例えばもう危険だというのは分かるかもしれませんが、それだけではなくて、今後危険性が高いもの、ちょっと注意しておいたほうがいいもの、こうやって時系列で把握するようなマニュアル的なものというのでも改めて必要じゃないかなと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。今年、特に猛暑で木が大分負担かかっているんじゃないかなと思うので、やっぱりそこら辺をちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問に答弁させていただきます。御紹介いただきました街路樹の診断マニュアルなんですけども、例えば東京都では、東京都の街路樹診断マニュアルに沿いまして、複数年から単年度で樹木を判断し診断を行うこととされております。本マニュアルにおきましては、全ての街路樹を総点検した上で、危険木を抽出し適切な対応をしていく、一連の流れが体系づけられております。しかしながら、マニュアルに完全に沿った対応を行う上では、専門的な知識を有した職員の配置が課題でございます。人事異動を伴う市職員において、限られた期間で、街路樹を診断するため適切な知識を身につけることは、困難な面がございます。そのため、取手市では毎年、街路樹剪定業者協力の下、危険な街路樹の報告をいただき、対応などの協議を行っております。剪定業者におきましては、剪定前の街路樹の状態がおおむね確認できることから、点検を行い報告を受け、速やかに処置をしている街路樹も多くあります。街路樹の剪定後も、樹木の状況を継続的に報告いただき対応している状況ではありますが、それでも近年は年々深刻化する異常気象の影響により、想定外の倒木も起きる例もあるため、目視の徹底や定期的な現場の確認など、地道な対応も不可欠と考えております。取手市としましては、こういった対応を継続しつつ、日々寄せられる地域の皆様のお声も受けまして、道路利用の安全面を確保するために最善の対応が取れるよう、引き続き適切な街路樹管理を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。突然の倒木って、なかなか予測ができないという部分もあると思います。市民の安全をどうやって守っていくのかということは、樹木の状況の把握というのは、今以上に今後必要になってくるんじゃないかなと思いますので、まずは剪定業者さんとよく協議しながら、その辺の管理、しっかり検討していただきたいなと思います。

次に、街路樹の剪定についてです。写真をお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） 昨年もあったんですが——これ去年なんですね。今年もトーテムポールがいっぱい立ち並びました。市民から御要望があったということだと思います。これ、こういった要望があったのか、どのぐらいあったのか、その上で、こういった経緯でこういうふうな剪定になってしまうのか、ちょっとこれをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

管理課副参事、倉持哲也君。

○管理課副参事（倉持哲也君） 本田議員の質問に御答弁いたします。街路樹の剪定の時期になりますと、市民の皆様から特に——木の成長などにより、安全面の不安を感じられての御要望が増えてまいります。端的に申しますと、「危ないから短く枝を切ってほしい」といったお声ですとか、沿線の皆様からは、「自宅の駐車場から出る際に見通しが悪く危険である」「店舗前の街路樹が生い茂っているので、駐車場からお客様が出る際にぶつけそうになる」などといったような多くの御意見をいただいているところでございます。そうした声のある一方、「暑くなる前に剪定をすると日陰がなくなる」「緑がなくなる」といった剪定に対して消極的な御意見もございます。このような様々な声がある中で、剪定を実施する時期につきましては、市においても苦慮しているところでございますが、まずは安全性を第一に考え、併せて市民の声を参考としながら、樹木の剪定を実施していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっとお願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） これ実は、同じ道路でこういうふうに剪定されてる木もあったんですよ。やっぱり真夏に全ての葉っぱを切り落とすんじゃなくて、葉っぱを残して剪定するということもしないと、樹木自体に負担がかかって、木が枯れます。樹木は葉っぱから水分を蒸発させて——これ「蒸散」というんですけどね、根っこから水分を吸い上げます。この作用が弱まれば、根っこの機能が低下して枯れる原因になります。そういったところから、見た目に大丈夫そうでも、倒木のおそれというケースが出てくる可能性もあるんじゃないかと思ってます。また、葉っぱから水蒸気を出すことで、葉っぱ自体の温度を下げ、葉があれば道路に日陰ができて、ヒートアイランド現象の対策などにもなっております。実際、林とか行くと涼しいというのは、この蒸散の作用と日陰があるということだと思います。この環境面を含めて、やっぱりしっかりガイドラインに沿って剪定すべきではないかと思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 管理課副参事、倉持哲也君。

○管理課副参事（倉持哲也君） お答えいたします。街路樹が植樹されてから、歩道の環境には、電力・通信線や車両及び歩行者が通行する空間の確保など様々な制限がございます。このため、取手市緑化ガイドラインには、街路樹の管理について各種制限に沿った剪定基準が記載されております。しかしながら、安全性の確保を最優先し、通常より大きく枝を落とす——いわゆる強剪定を行う場合がございます。また、以前に強剪定を実施した樹木においては、新しく生えた枝を剪定すると、通常の剪定でも強剪定と同様の状況になることもありますので、剪定業者とは剪定の度合いを調整しております。今後も街路樹の剪定につきましては、ガイドラインを原則とし、通常剪定を基本としながらも、安全性の確保を最優先として適切な管理をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。今年は熱中症警戒アラート、非常に多く

出てます。9月3日ですから、昨日までで茨城県37回出てるんですね。これは去年は26回です。37回というのは、既にもう去年を大きく超えているという状況です。地球規模で環境問題が取り上げられている状況の中で、私はこの剪定について2つの視点を持つべきだと思っております。まず1つは、まず本市は——今日の午前中に小堤議員も環境についてということで詳しくやられておりました。その環境について配慮した取組をしているというこの市としての立場、これもやっぱり、しっかりはつきりとしなければいけないのかなと思っております。もう1つが、市民の理解を深める取組ということもやっぱり重要じゃないかなと思っております。樹木や街路樹の重要性、みどりの基本計画などには緑を守り育てる市民意識の醸成とか掲げております。本市の考えとか立場も踏まえて、市民意識を高めるような取組とともに樹木管理、これをしっかりやっていただきたいなと思っております。その上で剪定の方法をしっかり検討していただきたいと思っております。

最後に、街路樹の寿命がかなり近づいてきている状況だと思います。例えば、ふれあい道路の桜並木のソメイヨシノ、街路樹では寿命は大体50年から60年といわれておりますけども、もう今年は本当に猛暑で、この桜もかなり葉っぱを落としてます。幹を守るために、もう相当数の葉っぱが落ちています。近年の異常な暑さなどで、樹木に相当負担がかかっていると感じております。やっぱり早い段階で、植え替えとか街路樹の意義・目的に沿った街路樹の計画、これ立てる必要があると思いますけども、この計画についてちょっとお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、お答えさせていただきます。まず、直近での対応事例というものをお答えさせていただきたいと思うんですけども、西一丁目・二丁目の街路樹でございます。場所といたしましては、分庁舎の前から中央タウンの集会所の前を通りまして、ふれあい道路を渡って西一丁目の地内を抜ける市道がございます。こちらの街路樹なんですけども、去年に老木化・大木化が進んだことで、倒木の危険性が高まっているということが判明いたしました。昨年度、こちらの街路樹のほうは全て伐採をやらせていただきまして、倒木による危険要素というものをまず取り除かせていただきました。この西一丁目・二丁目といいますのは、市内の中でも比較的高齢化率が高い地区でもあります。また、雨の日に——ここの道路が通学路になっておりまして、雨の日に小学生の列が歩いているんですけども、傘を差しているとすれ違えないという状況がございました。そうすると車道にはみ出て歩いてしまうという状況も散見されましたので、歩道の有効幅員を2メートル、最低でも1.5メートル確保することで、これで歩行者や車両の通行に対する安全性というものを確保いたしました。

今ご質問にありましたように、今後ですけども、ふれあい道路の桜、それとイチョウという樹木もかなり大木化しているなというふうに感じております。こうした密集した街路樹につきましても、今後、実態調査というものを進めまして、必要に応じて、例えば間引きをして樹木の間隔を空けるといったような対応でありますとか、ほかの場所によりましては、若い苗木と植え替えて街路樹の世代交代を徐々に図っていくということも必要であ

ろうなというふうには感じております。戸頭団地とか中央タウンもそうなんですけども、住宅地が造成された当時といいますのは、何もないところに、まずは町並みを整えるために街路樹が先行して整備されたという状況もあると思います。ただ、こういった住宅地が成熟していくうちに、それぞれのお宅にある庭木であるとか垣根、それと地区の中にある公園の樹木というのが徐々に成長いたしまして、当初街路樹が担っていたその役割というものも、今変わっている状況もあるんじゃないかなというふうに思います。こういったことから、市内画一的にこの街路樹というものを考えていくのではなく、街路樹が整備された年代でありますとか、その地域の特性、こういったものを考えながら、今後検討していく必要がある、課題であるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） どうもありがとうございます。やっぱり街路樹にしても、樹木にとってよい環境状況というのがあると思います。今、部長のおっしゃった答弁の中にも、間引きをしてとかということがあったと思うんですけど。やっぱり植樹の方法、それから街路樹に適した樹木、こういったものを計画的に——景観だけではなく環境面も含めて進めていただきたいなと思います。

続きまして、側溝、U字溝についてになります。お願いします。

〔2番 本田和成君資料を示す〕

○2番（本田和成君） 地域の方から、U字溝に蓋がないということで、側溝に落ちたとか、けがをして救急車を呼んだとか、そういった声が上がっております。市にこういった声や要望があるとは思いますが、前回、6月議会の私の一般質問で、側溝は市の管理であるという御答弁がございました。私は戸頭に住んでおりますけども、戸頭だけじゃなくて、市内にはこういう蓋のない側溝というのはたくさんあると思います。取手市全体の課題であると私は捉えております。以前にも、議会で側溝の蓋かけについて取り上げられております。現在の側溝は構造上、フラットな蓋かけは難しいということを確認しておりますけども、このような市民の声がある中で、市としてはどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問に答弁いたします。取手市では現在、総延長約1,000キロメートルの市道の維持管理を行っておりますが、U字溝のような排水構造物についても、管理する距離に比例して設置されている状況であり、その中でも蓋のかかっていないU字溝も数多くございます。蓋をかけないU字溝を設置した経緯としては、様々な理由があると思われそうですが、その中でも一番の理由として、当時の優先事項として清掃等の維持管理の効率性、雨水の排水能力・集水能力の向上が挙げられます。こうした点では、道路管理者として維持管理する上ではメリットであると考えておりますが、本田議員からも御指摘いただいたとおり、ここ数年では市民の皆様から、歩行者の安全性を優先してU字溝に蓋をかけてほしいといった御要望もいただいていることも事実です。先ほど申し上げたとおり、オープン型のU字溝は取手市内にも多数現存しており、その中には蓋をかけられない構造となっているものも多数存在しております。そのため、市民の皆様からの

U字溝への蓋かけの要望については、全て応じられない状況であることは認識しております。道路管理者としましては課題の一つだと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。実際に側溝に落ちて、流血して救急車呼んだという方がいらっしゃいます。こういった場合、市に管理責任があるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問に答弁いたします。過去の判例を見ますと、市で管理するU字溝の管理に瑕疵があり事故が発生した場合は、道路管理者が賠償責任を負うことになる事例があることは認識しております。今後とも同様の事例につきましては、担当課といたしましては早急に現場の状況を確認し、現状で可能な最善の対応を検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 今、瑕疵の話が出たんですけども、側溝の安全性や課題については、市民からの要望や報告、議会でも取り上げられている状況です。側溝に蓋がないことについて様々な状況が生じている等、行政としても安全ではないという認識があるんじゃないかと思っております。例えば側溝に落ちてけがをした場合、例えば民法717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）、国家賠償法第2条（公の営造物の設置・管理の瑕疵）といったところがあると思うんですけども、この観点から、側溝の蓋がないことで安全性が担保されていない状況を把握してるにもかかわらず、改善がされていないことは瑕疵に当たるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 本田議員の質問に答弁いたします。そういう——私ども多数管理している、そこで発生した事故についてなんですけども、基本的には相手方から事故発生届というのを提出していただきます。その報告内容を基に事故発生現場を確認し、あわせて、相手方の事故証言も参考にして、私ども契約させていただいています道路賠償保険と事故発生による市の瑕疵などの確認を行って対応させていただいてる状況になっております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 私、実は4つのA Iが携帯に入ってて、細かい状況を入れて、「30センチの側溝に蓋がありません。40年以上たっており住民も認知しております。行政には側溝に対しての要望や意見が届いています。市議会でも側溝について取り上げられています。この場合、側溝に落ちてけがをした場合、市側の瑕疵はありませんか」ということを4つのA Iに聞きました。全部、「市側の瑕疵が認められる可能性が高い」と回答されました。一応これ、市民にとってはやっぱり安全性、それから行政側としては危機管理として捉えていただきたいなと思っております。本市は高齢者が多くなっている地域というのもあります。そういった地域こそ、側溝に蓋がないところというのが多いと思います。掃除ができないなど反対意見があることというのも承知しております。市民の安全性

を考慮していく必要がある時期になってきてるんじゃないかと思います。

最後に、今後どのようにこの側溝について進めていくのか、ここをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

○建設部長（渡来真一君） それでは、お答えさせていただきます。基本的にU字溝への蓋かけに関する考え方につきましては、ただいま管理課長が答弁したとおりでございます。ただ一方で、通学路の安全対策であるとか、例えば高齢化率が進んでいる地域、こういったところでの個別で危険性があるだろうというようなものにつきましては、可能な範囲で蓋かけをするというような対応は、管理課でもこれまで行ってきました。市といたしましても、これまでどおり、こういった幅広い年代の皆様の状況に寄り添いつつ、車や歩行者の安全性の確保、それと高齢化に伴う課題の整理、さらには維持管理を適切に行うための合理性、それと道路の通行量や道路幅員、こういったものを総合的に勘案しながら、いろんな視点から検討していく必要があろうかというふうに考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。先ほど申し上げましたけども、やっぱり取手市全体の課題と捉えていただいて、地域性や市民ニーズ、こういったものをしっかり調査していただいて、その上で優先順位をつけて市民が安全に生活できるよう、検討をぜひお願いしたいと思います。以上でこの質問を終わりにします。ありがとうございます。

最後に、学校給食について質問させていただきます。政府が、令和8年のなるべく早い時期に小学校から学校給食を無償化にするというような方針を出しました。それにつきまして、本市の動向をお伺いしたいんですけども。まず、本市の学校給食の状況をお伺いしたいなと思っております。まず、学校給食の意義や目的、本市ではどのように捉えているか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養うことなどを目的として実施していますが、極めて有効な教育的役割がございます。児童生徒にバランスの取れた食事を提供することによりまして、児童生徒の健康増進、体位向上、これらを通して日常生活における正しい食生活を身につけてもらおうとするものでございます。さらに、学校で食事をするによりまして、教師や児童生徒、児童生徒相互の心の触れ合いの場をつくり、よりよい人間関係の育成を図るものでもございます。また、給食の事前準備・後片づけを通しまして、大きな生活体験を持ち、共同生活の基本的な態度を身につける場となっております。協力する・助け合う・決まりを守る・清潔・責任など、具体的な活動を通しまして、よい習慣や態度を身につけることができると考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。様々な意義があると思います。

続きまして、まず衛生管理について伺いたいと思います。学校給食で異物混入というのが幾つか——何件か出ております。私、外食産業にずっと 20 年以上勤めてましたので、異物混入を 100%防ぐということは非常に困難だというふうに考えております。ただ、異物混入がないように、どのように対策をして、その確率をゼロ%に近づけていくのかということと、あとは異物混入が起きた場合に同じことがないように、どういうふうにしていくのか、この 2 点が非常に重要になってきます。異物混入があった場合、異物混入対応マニュアルに沿って対策しますというような方向がされてるんですけども、このマニュアルというのは異物混入を防ぐためのものなのか、異物混入があった場合の対応なのか、ちょっとこの辺が分からないので、この辺をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。学校給食における異物混入対応マニュアルは、異物混入の防止対応、及び混入した異物発見時の対応についてのマニュアルとなっており、関係者一人一人が役割を果たし、異物混入ゼロを目指すとともに、異物発見時に適切に対応することで、学校給食の安全性を確保する、そういった内容になっております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。こういった基準とかマニュアルというのは、衛生管理上、間違いなくあると思うんですけども。マニュアルがあるからいいというわけじゃなくて、やっぱりこれチェックをしていく、確認をしていく、これが必要になると思いますけども。この定期的なチェックとかというのは、どのように行っているのかというのを伺います。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） まず、学校給食の提供に際しましては、国の学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアル、市の学校給食調理業務作業基準に基づき実施しているところでございます。さらに、学校における食物アレルギー対応マニュアル、学校における食中毒の対応マニュアル、先ほど答弁しました学校給食における異物混入対応マニュアル、これを作成しまして、安全安心な給食の提供に努めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） チェックの方法というのは、どういったものでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。先ほど答弁しました、学校給食における異物混入対応マニュアルのところを例に取らせていただいて、お答えさせていただきます。マニュアルの 4 つ目の項目で、異物混入防止対策を、物資納入の点、調理業務の点に分けて明記してございます。物資納入業者には、共有する施設設備・衛生管理・車両の清掃保持を徹底し、物資に異物が混入しないよう努めるというふうにしております。調理の現場におきましては、身支度から始まるわけですけども、調理機器等に

ついても、調理開始前・作業中・作業終了後に、チェックリストに基づく点検実施の徹底、また下処理・調理の全ての工程では、調理従事者複数による目視の確認の徹底ということをしております。調理室・配膳室内・給食配膳時における管理体制の強化として、やはり大変基本のところなんですけれども、給食への異物混入の原因となる可能性のあるものの、そもそもの排除といったところも、日頃から機器・器具類の点検作業など異物混入防止のために実施すべきところは徹底して実施していく、そういったところを視点としております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 調理場って、やっぱり定期的に、例えば保健所の検査とかあると思います。そのほかに、行政側としてもチェックを第三者として入っていく、こういったことも必要なんじゃないかなと思います。ぜひ、そういったことも含めて、しっかりやっていただきたいなと思っております。

次に、物価が非常に高騰しております。今年も既に2万品目以上が値上げになっていまして、2022年に2万5,000品目以上が値上がったんですけども、同等くらいの値上げになると予測がされております。本市の1食当たりの原価って、かなり上昇されてると思うんですけども、この上昇の値上げ分とか値上げ率とか、分かれば教えていただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。1食当たりの金額ということで、小学校自校式を例に取りまして、お答えさせていただきたいと思います。令和6年度と令和7年度7月までのデータの比較というところになるんですけども、約6%程度増になっている、そういったところからも、引き続き食材費の上昇傾向にある、そういったところを体感しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。6%、かなり大きいなと思います。文科省が実施した学校給食の実態調査では、1か月の食材費の平均——これは保護者が払う金額じゃなくて、かかっている食材費なんですけども、実はこれ都道府県間で結構差があって、小学校は4,000円から5,300円、中学校は4,500円から6,300円というふうにかかって、直近5年間で8%上昇しているということです。外食産業で私働いてて、仕入れやってたんですけども、その外食産業で行われてる仕入れの方法ですけども、やっぱりスケールメリットを生かすということが中心になってきます。それから、例えば地産地消を推進して茨城産ということを取り入れたとしても、市場経由になりますと、これ価格が下がらないんですね。地元とか、あと県内の生産者さんと地元の業者さんがつながるような取組、こういったものを広く広げていく必要というのもあるんじゃないかなと思います。また、給食の献立のメニューの工夫などでも、原価を下げるができるんじゃないかなと思っております。食品の高騰について、実施している対策などがあれば御答弁をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。小売業者は消費者に販売するに

当たりまして、市場や問屋等から仕入れたり、直接生産者から買い付けしたり、様々な方法で行っておりまして、これまでの取引実績であったり、構築した業者間の関係がありまして、納入業者としても少しでも安価に納入できるように、努力・工夫されている、そのように認識しているところでございます。市としましても、持続可能な学校給食を提供していく、そういった点からも、でき得ることとしましては、今後も納入業者と意見交換をするなど、さらなる現状把握に努める必要があると感じているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 様々な工夫をして、本当に物価高騰には対策をしていただきたいなと思います。また人件費、それからエネルギー費用というのも、これも相当高騰しております。学校給食全体の費用を考えますと、相当高くなってるんじゃないかなと思います。政府が令和8年のなるべく早い時期に、小学校から学校給食無償化するという事なんですけども、実際この費用が4,800億円かかると言われておりまして、いまだにどうするかということが全く方針が出されていないということです。こういった状況の中で、本市の学校給食の無償化、やはり今までどおりの国や県の動向を見てということではよろしいのでしょうか。それとも、やるというふうになるのか、これを求めたいと思うんですけども。また、無償化をする場合、質と量を減らさないということが決議されております。ここは守られるのかどうか、この辺りをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔チャイム音〕

○教育部長（飯竹永昌君） 本田議員の御質問に答弁させていただきます。当市においては、食材費の高騰等、学校給食を取り巻く環境変化の中、給食の量や質を落とすことはなく、国の交付金を活用し、保護者に過度の負担を求めないこととして対応してまいりました。国では、令和7年6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2025——いわゆる骨太の方針の中で、「給食の無償化については、これまで積み重ねてきた議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」と明記されておりますが、詳細な内容・制度設計等については、現時点におきまして国また県からも示されていない状況でございます。市としましても引き続き、国や県の動向を注視し、国の実施時期に合わせまして、給食の量や質を維持しながら給食無償化等の対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） やっぱり国や県の動向を見てということなんですけども、国がもう方針出してますから、ぜひ早い段階で、もう先走ってやっていただきたいと思ってます。ただ、本市の無償化ありきで進めて、本市の学校給食の意義とか目的とか、あとは決議されてることとか、こういったものがおろそかになってしまったら、私は本末転倒だと思ってます。ですから、そういったところをしっかりと維持して堅持していただいて、子どもたちに価値の高い学校給食になるように、今後もしっかり進めていただきたいと思っております。

〔チャイム音〕

○2番（本田和成君） 学校給食の無償化については、ぜひ早い段階で進めていただきたいと思います。以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。一般質問を始める前に、去る7月28日に、中村市長、黒澤副市長が国土交通省と財務省を訪れ、稲戸井・田中調節池や稲地区堤防の早期整備を要請していただきました。特に稲地区堤防のかさ上げは、稲地区・中央タウン・新町の地域住民にとっては長年の悲願です。後日、市長から、設計図は出来上がっているので、あとは予算づけする段階だが、財務省の感触はよかったと報告を受け、安堵しております。中村市長、黒澤副市長、改めてこの場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、今回の一般質問ですが、取手市の令和6年度の決算カードを中心にして、さらに5年間の推移等と比較しながら、本市の財政状況について質問させていただきます。自治体が持続可能で健全な財政運営がなされているか、財政分析を通じて検証することは大変重要であると思います。さらに、次年度以降の予算編成をする上で貴重な情報を得ることができます。資料を使いますので、場所を移動します。

〔10番 鈴木三男君質問席に移動し資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） これは、令和6年度の取手市の目的別歳出の状況です。これを見ますと、圧倒的に民生費が多いということは、これは取手市だけじゃなくて、ほかの市町村でも同じ傾向なんですけれども、大体約4割弱を占めていると。民生費についてはあとで触れますが、取手市の傾向として、他の市町村に比べて農林水産業費・商工費が低い傾向にあります。これをどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁いたします。議員ご指摘のとおり、取手市の普通会計決算に占める農林水産業費と商工費の構成割合は、全国平均と比較すると低くなっております。これは、取手市は首都圏近郊のベッドタウンとして発展してきた町であり、地方の農村や観光地と異なり、農業や商工業が主要産業にはなっていないということに起因していると考えております。例を申し上げますと、令和2年度の国勢調査では、第一次産業従事者の割合は全国平均3.2%であるのに対し、取手市では2%未満となっております。また、令和7年度の個人市民税の納税義務者の内訳を見ますと、農業所得者は0.5%、営業所得者は2.9%であり、大部分は給料所得者で75.4%となっております。こういった状況であることから、取手市では結果として、農林水産業費や商工費の割合は小さくなる傾向にあるというふうに考えております。しかしながら、令和7年度予算におきましても、農林水産業費に当たっては、土地改良事業への負担金や農業

公社事業円滑化補助金など、また商工費にあつては創業支援事業や空き店舗活用事業、観光協会への補助金など、様々な事業を計上し実施をしております。たとえ全体に占める割合が小さくても、市民ニーズに応える事業はしっかり予算化させていただいているものと認識をしております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の部長の答弁から、確かに取手市は首都圏近郊のベッドタウンとして発展した町であること、また、そういったことから個人市民税の大部分が給与所得者で占めていると、結果的に農業や商工業が主要産業になっていないということは理解できるわけですけども。しかしながら、取手市は古くから宿場町として栄え、商工業も発展してきました。またさらに、利根川・小貝川に囲まれ、豊かな田園風景も広がっております。水田の作付面積なんかも多いわけなんですけれども、昨今、昨年から米不足により米価が高騰しています。取手市は先ほども申し上げましたが、稲作農業が盛んですけれども、若い担い手不足——要するに、担い手さんが高齢化になって引退される方も多くて、若手がなかなか育たないと、そういったことも抱えているかと思うんですが。これからこういう稲作農業——取手の稲作農業への参入を促すためにも、若い方に補助金とかそういった制度をもっと活用するとか、あるいは商工業を中心とした地場産業の活性化を図る政策に力を入れて、取手産コシヒカリや地元特産品のふるさと納税の返礼品の拡充に努めるためにも、もう少し農林水産業費や商工費を増やすべきと考えますが、これについて、いかがでございましょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。返礼品の拡充という観点でご答弁申し上げます。ふるさと納税の推進におきましては、市内の事業者の皆様と、日頃から連携しながら事業を進めているところでございます。主なものといたしましては、市の特産品であります漬物やお煎餅など、様々な市内事業者の商品を返礼品として提供しております。また農産物としましても、お米ですとかバナナパークはもちろん、サツマイモや干し芋なども高い人気を博しております。

事業者へのアプローチにおいては、各分野で様々な事業者と関わりを持っている各課との連携が大変重要であるというふうに捉えております。今後とも全庁的に農林商工部門とも連携して、特産品、農産物、体験型の返礼品など、多様な返礼品をラインナップして、市のイメージアップにつなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。ぜひとも、ふるさと取手応援寄附金をもっと増えるように、取手の農産物や特産品の返礼品をラインナップしていただきたいと思います。特に、取手の特性を生かして、有望な産業に今後、補助金を出して特産品を発掘していくことも、今後必要になってくるのかなと思っております。

次に、民生費についてです。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） これは、令和 2 年度から令和 6 年までの民生費の推移です。先ほども申し上げましたが、民生費は約 4 割近くを占めているわけですが、明らかに毎年毎年、増加傾向にあります。民生費は主に社会福祉費・障害者福祉費、それから老人福祉費・児童福祉費・保育等、それと生活保護費によって構成されております。最近の傾向として、いずれかだけ伸びているのではなく、全ての品目が大きくなっています。ちなみに、生活保護受給者の半分は高齢者といわれておりますので、生活保護費の老人福祉としての役割を果たしております。また、児童福祉費についても、児童手当の増加や保育政策の充実が大きく影響しております。令和 2 年度から令和 6 年度においては、歳出のうち 39.5%、経常一般財源等の約 3 分の 1 を民生費が占めています。令和 6 年度は先ほどの表にもありましたが、188 億 6,000 万円と増え続けております。取手市は茨城県でも高齢化率が高いことが、民生費の割合が高い要因と思われるのですが、これをどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。議員が御指摘のとおり、令和 6 年度の普通会計決算額のうち、目的別歳出の民生費の割合は 39.5%となっております。この比率は県内では 11 番目に高く、県内の平均よりも約 5%ほど高い数値というふうになっております。一方で高齢化率を見ますと、茨城県の高齢化率は約 31%ほどであるのに対しまして、取手市は約 35%ほどというふうになっております。こういった意味では、取手市は県内でも高齢化が進んでいる都市であるということが言えると考えております。こういったことから、取手市では介護保険や後期高齢者医療への繰出金をはじめとした、社会保障に関する経費が多く必要になってまいりますので、結果として民生費のウエートが大きくなってきているものと、このように認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。やはり高齢化率が高いことが、社会保障に関わる経費が多くなり、結果として民生費のウエートが大きくなっていることは理解できました。

では、次に移ります。民生費の多くは義務的経費であり、減額が困難な経費といわれております。少子高齢化が進む中で、年々民生費が増加の一途をたどることが予想され、その他の経費、例えば投資的経費に充てる経費に影響が出てくると思われますが、これをどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。確かに限られた財源の中で自治体経営を行っている以上、民生費のうち多くを占める扶助費や特別会計への繰出金の増加は、その他の経費に充てる財源の相対的な減少につながります。一方では、そういった中でも、既存の行政サービスの維持や新たな活力の創出に力を入れて取り組むことも、また不可欠であると認識しております。人口構成や社会環境、制度改正などにより、民生費が増加する傾向は今後も続くと思われておりますが、それにより他の分野の行政サービ

スに大きな支障を来すことのないよう、今後も効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。先ほども答弁の中にありましたけれども、やはり取手市は茨城県でも高齢化率が高く、扶助費のような義務的経費を抑えることは困難だと言わざるを得ないと思います。そんな中でも、やっぱり選択と集中、効果的な財政運営に努めていただき、他の分野の行政サービスの拡充に努めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

次に、経常収支比率についてです。経常収支比率は、自治体の財政状況を把握する上で極めて大切なもので、財政運営の弾力性を表しています。経常収支比率は、経常的な一般財源——これは地方税や地方交付税等なんですが——が経常的な経費・義務的経費にどれだけ使われているかを表しております。式で示すと以上になります。自治体の財政運営では経常収支比率が高いということは、地域の発展に向けた政策的な経費に充てる財源が少なくなることを示しています。その逆に、経常収支比率が低ければ、弾力的に政策が展開できます。本市の経常収支比率は、令和5年度が96.4%、令和6年度が94.9%です。経常収支比率が高いのは取手市に限ったことではありません。現在のようにインフラ・公共施設等が整備され維持管理費が大きくなっている時代には、どうしても経常収支比率が高止まりする傾向がありますが、それだけ政策的な経費に充てる余裕がなくなることを意味しています。妥当な水準はどのぐらいかという、自治体の置かれてる状況にもよるわけですが、総務省地方財政白書2019年の全国市町村のうち、80%以上から90%未満が全体の40%、90%以上100%未満が全体の50%です。本市の令和6年度が94.9%ですから、全国市町村の50%という範囲に入ってるんだろーと思います。この数字を見る限り、財政が硬直化していると言わざるを得ません。これをどのように分析されているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。令和6年度決算におけます経常収支比率は、昨年度から1.5ポイント改善して94.9%となりました。改善をしたものの、令和5年度決算ベースにはなりますが、県内市町村の平均が92.6%であったことを考えますと、いまだ高い数値であり、御指摘のとおり、財政が硬直化している傾向は変わらないものと捉えております。この要因は、市税等の収入が、賃金の上昇などに伴い近年少しずつ増加している傾向にはございますが、それが社会保障関係費をはじめとした経常的な歳出の増加に追いついていないということが言えるためであり、これもやはり高齢化の影響を受けた結果であろうというふうに認識しております。高齢化自体は日本全体の社会問題であり、これを短期的に改善することは難しい課題ではございます。ですが、移住・定住促進策や、こどもまんなか社会の実現に向けた取組などを継続的に進め、取手市における生産年齢人口の増加や出生率の向上を目指していくことで、結果的に経常収支比率の改善にもつながってくるのではないかと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君）　ありがとうございます。経常収支比率を下げて弾力的な政策展開をするには、やはり先ほどの分母である経常的な一般財源等である地方税、すなわち市民税等を増やす政策であろうと思います。短期的には困難ですが、中長期的視点から、やはり若い世代の移住・定住促進、子ども・子育て政策を通じて、生産年齢人口の増加を通じて市民税の増収を図る政策は、今後ますます重要になってくるのかなと思っております。

次に、財政力指数についてです。財政力指数とは、自治体の財政的豊かさを示すといわれております。地方税に十分恵まれている自治体は財政力が高い傾向にあります。

〔10 番　鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君）　地方税収入の 75%が、基準財政収入額を標準的な水準の公共サービスを実施するために必要な額——基準財政需要額で割った数値です。1.0 以上が地方交付税の不交付団体になりますが、ちなみに茨城県では不交付団体は、つくば市・神栖市・東海村の 3 市村のみです。取手市の臨財債振替前の基準財政需要額 221.9 億円、振替後の基準財政需要額が 220.9 億円に対し、基準財政収入額 130 億円ですから、財源不足として約 90 億円が国から地方交付税として交付されています。地方税収入のおおむね 75%が基準財政収入額で、残りの 25%は留保財源です。これは大変重要なことで、地方税収入が増えたと、それが全て地方交付税の削減額になるのではなくて、増収分の 25%だけ一般財源の総額が増えることになります。ですから、地方公共団体としては、やはり税収を増やすということが非常に重要になってくるわけです。地方自治体は財政力指数が高いほうが一般財源をそれだけ多く確保できるわけですがけれども、取手市の財政力指数は——ここにはないですね、0.589——約 0.6 です。取手市として地方税収入を増やし、一般財源を確保するため、どのような政策を実施しているのかを、お尋ねいたします。

○議長（山野井　隆君）　財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君）　それでは、お答えいたします。市の特色ある取組を進めていくためには、市税の増収により一般財源を確保していくということが大変重要でございます。市が実施している具体的な方策としましては、まずシティプロモーションの推進による市の認知度・知名度の向上と、結婚新生活支援事業や定住化促進住宅補助事業の組合せにより、特に若い若年層を中心とした定住化を促進することで、個人住民税の増収につなげることができると考えております。また、商工会等と連携した事業者の支援はもちろんのこと、総合支援事業や空き店舗活用事業などについては、市内産業の活性化という観点はもちろん、間接的に個人・法人の住民税の増をもたらすものというふうに考えております。さらに、桑原地区における新市街地創出事業では、新たな雇用の創出、商業を中心とした市内産業の活性化はもちろん、市街化区域の編入による固定資産税の増収も期待されるところです。また、取手駅西口 A 街区における再開発事業についても、住宅棟の建設により定住人口の増加が図られるものというふうに考えております。市はかねてより、こういった各分野からのアプローチで税収の増加にもつながる地域活性化策を進めているところでございます。こういった事業の展開により、税収を確保し、その財源を活用してさらなる活性化を図る、こういった好循環の実現に向けて、今後も様々な取組を前に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。様々な政策を通じて、地方税である市税収入を増やす取組を実施しているのは理解できましたが、今後最も期待できるのは、やはり中村市長も力を入れております、取手駅前西口の再開発事業や桑原地区の整備推進事業だろうと思います。これらが完成することによって、若い方々が取手市内に参入してきてことができますし、それによって市民税や固定資産税の増収を図ることが期待できるものと思われま。

次に、実質収支・単年度収支・実質単年度収支です。

〔10 番 鈴木三男君資料を示す〕

○10 番（鈴木三男君） 式で示すと、実質収支・単年度収支・実質単年度収支は御覧のようになります。特に私が注目しているのは、この実質単年度収支です。これは当該年度の正味の黒字か赤字かを判定することができます。この実質単年度収支は、単年度収支に積立金——これは財政調整基金だとかの積立金、それに繰上償還金というのは、これは地方債等の繰上償還、それから積立金取崩額を引いたものです。この実質単年度収支についても、令和2年度から令和6年度にかけてプラス——すなわち黒字です。特に実質単年度収支が5年間黒字になっているのは、財源が留保を続けていることになります。実質単年度収支が5年間黒字になっている要因について、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。令和6年度決算における収支状況につきましては、実質収支・単年度収支・実質単年度収支のいずれも黒字となりました。特に、財政調整基金の積立てや取崩しの増減を加味した実質単年度収支は、約3.7億円の黒字となりまして、御指摘のとおり令和2年度決算以降、5年連続で黒字の状況が続いております。この要因につきましては、年度により理由は異なりますが、主な要因としまして、令和3年度以降、普通交付税の再算定が毎年行われていることが挙げられます。普通交付税は、地方交付税法により国税収入の一定割合を財源として地方に交付される仕組みとなっておりますが、令和3年度以降、国の当初予算編成時の収入の見込みよりも実際の国税収入が増となっていることに伴いまして、増収のうち法定率分が普通交付税の再算定という形で地方自治体に追加で交付をされているという状況でございます。この再算定は例年、年末に行われておりますので、市の予算上は一旦は財政調整基金に積み立てられて、実質的には次年度以降に活用される財源というふうになってまいります。財政調整基金の積立ては、実質単年度収支の黒字の要因となりますので、これがここ数年の黒字の傾向につながっているものというふうに捉えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の課長の答弁で、令和3年度以降、国の当初予算より国税収入が増えたことにより、普通交付税の再算定が行われたことが要因であるということは理解できました。

では次に、毎年度、黒字を出し続けることは、利益を追求する企業であれば非常に喜ばしいことなんですが、地方自治体は企業と異なり、黒字を出すことを目的とした組織では

なく、市民から徴収した税金を使って、市民の公共サービスを向上させることが役割ですから、このような毎年度の黒字の増加というのは、望ましいことではないと言われておりますが、これについての御答弁をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。特段の要因がない条件下であれば、議員ご指摘のとおり、実質単年度収支の黒字が継続するという状況は、税などの一般財源を住民サービスの財源として十分に活用できていない可能性を示すものとなる可能性があります。ですが、先ほど答弁申し上げましたとおり、ここ数年の実質単年度収支の黒字は、交付税の再算定などが主な要因となっております。実際にこの実質単年度収支の各年度の数値から、交付税の再算定により財政調整基金に加算された額を引いてみますと、令和6年度では約7,500万円の黒字、令和5年度では約4,400万円の赤字ということになります。また、過去5年間では黒字が継続しておりますが、これを過去10年まで遡りますと、例えば平成28年度では約7.9億円、令和元年度では約6.1億円の赤字となっております。こういった年度では、そのように一般財源が減少した中でも、住民サービスを維持するために財政調整基金を大きく取り崩して対応してきたと、そのような経過もございます。実質単年度収支の10年間の平均では、約6,800万円の黒字という数字にすぎません。こういったことも考えますと、住民サービスへの還元が不十分であるということにはならないのかなと、このように考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 分かりました。過去5年間では実質単年度収支は黒字が続いているが、10年間遡ると黒字ではないとの答弁ですが、今後よほどの経済変動がない限り、実質単年度収支が大幅に赤字になるようなことはないのかなと思われまので、次年度以降の予算編成には、この点を考慮していただければと思います。

次に、財政調整基金についてです。

〔10番 鈴木三男君資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） これが取手市の財政調整基金で、平成27年度から令和6年度までの期間の財政調整基金です。財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立金——家庭でいうと貯金ですよね。財源不足の際には取り崩し、財源余剰の場合は積み立てておく基金です。特に、近年の予期せぬ自然災害など不測の事態に備えるためには、一定規模の基金が必要といわれております。標準財政規模の10%以上が適正な水準とされております。取手市の場合は、平成28年度から令和4年度までは標準財政規模の10%を下回ってございましたが、令和5年度からは適正水準を上回ってきております。財政健全化の視点から好ましいことですが、これはどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。令和6年度決算時点におきます財政調整基金の残高は、前年度決算時点の約26.8億円から約1.8億円増の28.6億円となりました。財政調整基金の残高の目安としましては、県とのヒアリングの中では、標準財政規模の10%以上は最低限積立てを行うようにと言われていたところではございます。

令和6年度の取手市の標準財政規模が約255.6億円ですので、決算時点では、最低限の目安であります、標準財政規模の10%を若干上回ることができました。残高が増となった主な要因は、先ほども答弁したとおり、普通交付税の再算定などによります外部要因が大きいものと考えております。一方では、令和7年度当初予算編成におきましては、8億円の財政調整基金の取崩しをしております。その時点では再度、標準財政規模の10%を下回ることになっておりました。今回の補正予算におきまして、繰越金の確定や地方交付税の増などにより、再度、残高を積み増すことができはおりますけれども、こちらでも今後、人事院勧告への対応や、例年生じている扶助費の増額補正などの財源として今後活用していくことになると想定しております。昨今の物価高騰ですとか、高齢化による社会保障経費の増、さらには公共施設の老朽化、頻発する災害への対応など、今後も多額の財政出動が数多く想定されることから、依然として現在の状況は楽観視できるものではないと捉えております。今後ともそういった不測の事態に備えるためにも、財政調整基金の残高の確保を含めて、安定的な財政運営に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 確かに今、課長の答弁にもありましたように、昨今の物価高騰や高齢化による社会保障費の増大、さらには公共施設等の老朽化、あるいは自然災害への対応を考えると、財政調整基金の一定規模を確保することは今後ますます必要になってくるものと思われます。

では最後の質問になります。取手市は、令和2年の新型コロナの影響などもあり、市民税の大幅な減少、年々増加する社会保障経費、公共施設の老朽化対策により、厳しい財政運営を強いられてきました。予算編成では、持続可能な自治体経営を構築するため、一件査定方式から枠配分方式へ移行し、全庁的な取組として、優先度の高い事業の選択、事業の統廃合を通して、効率的な財政運営を行ってきました。その後、新型コロナの収束により経済活動も活発になり、市民税の増収や、先ほども出ました国の国税収入が増えたことにより、地方交付税が増額されるようになりました。これが実質単年度収支の数年間の黒字、あるいは令和5年度からの財政調整基金残高が適正規模を上回ってきているというデータに現れているのかなと思っております。以上のことから、次年度以降の予算編成では、ある程度積極財政にかじを切ることも必要かと思えます。必要以上に財源を留保するのではなく、市民への公共サービスの向上に充てるべきと考えますが、御答弁を求めます。

○議長（山野井 隆君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。確かにここ数年、決算時点での財政調整基金残高は増加傾向にありまして、いつときのような危機的な状況からは脱することができているというふうに認識をしているところでございます。一方で、賃上げにより税収が増加する反面、市の既存の行政サービスの維持に必要な経費も、ここ数年高騰を続けております。また、先ほども申し上げましたとおり、主に扶助費をはじめとした義務的経費や特別会計への繰出金などの増加もあって、取手市の財政は引き続き硬直化傾向にあります。さらには公共施設・インフラの改修や更新については、市が保有するものだけでなく、下水道やごみ処理などの一部事務組合で所管する施設やインフラの更新も間接

的に市が負担をすることになります。こういった市民生活に不可欠なハードの維持にも、今後多額の財源が必要になってくるといふふうに考えております。また、過去に景気の悪化や税収の急減が発生した際には、大きく住民サービスが低下することがないように、多額の基金を取り崩して対応したこともございます。実際には、リーマンショック直後の平成21年度決算では、約18億円もの取崩しを行いました。こういったリスクもあることから、行政サービスの継続性という観点では、ある程度の規模で基金を確保していく必要がございます。一方では議員ご指摘のとおり、増加した税収を必要以上に留保することなく、行政サービスとして市民の皆さんに還元し、新たな行政課題への対応や地域経済循環の促進による活力の創出、魅力度アップなど、ソフト・ハードの両面で力を入れていくこともまた必要であるといふふうに考えております。財政運営においては、こういった様々なことにしっかりバランスを取っていくことが重要であると認識しております。市民の皆さんに充実した行政サービスを継続的に提供できるよう、今後とも将来への投資と持続可能な自治体経営、両輪で取り組んでまいりたいといふふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。今、部長からもありましたけれども、確かに取手市は、扶助費をはじめとした義務的経費の増大により財政が硬直化しております。さらには、公共施設・インフラの改修・更新などに多額の財源が必要になってくるといふことは理解できました。ただ、やはり自治体の財政運営では、持続可能な健全な財政運営が求められているわけですが、しかし、増加した税収を必要以上に留保することは、現世代から次世代への行政サービスへの移行となりかねません。ぜひ少し余裕があれば、現世代から税収を頂いてるわけですから、現世代の市民へのサービスの拡充に努めていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

続いて、落合信太郎君。

〔14番 落合信太郎君登壇〕

○14番（落合信太郎君） 公明党の落合信太郎です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず初めに、アフォードブル住宅について質問をさせていただきます。ちょっと聞きなれない言葉ですが、このアフォードブル住宅とは、市場価格よりも手頃な価格で提供される住宅のことで、中低所得者が無理なく住み続けられるように設計されているそうです。この言葉は、手頃な価格を意味する「アフォードブル」に由来し、欧米では公営住宅供給の一つの手法として発展をしてきたそうであります。現在、東京都における住宅の価格が高騰して、大きな問題となっております。特に子育て世代にとりまして、都内に住み続けることが大変困難な状況に陥っているそうであります。この現状を改善すべく、この7月の都議会議員選挙で公明党が公約で掲げ、この東京都の住宅価格高騰に対応をしたものであります。早速、東京都は――以下は東京都のホームページなんですけれども、「この度、官民連携アフォードブル住宅供給促進ファンドを創設し、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことが出来るアフォードブル住宅の供給を進め、子育て

て世帯が住みやすい環境の形成に向けた新たなモデルを構築するとともに、民間主体での供給機運の醸成につなげていくことを目指していきます。本ファンドに関して、以下のとおり御案内します」とあります。この事業概要ですけれども、「都と民間が連携してファンドを立ち上げ、子育て世帯等へのアフォードブルな賃貸住宅を供給」、「都が合計 100 億円出資して複数のファンドを創設し、民間出資と合わせ、ファンド規模として総額 200 億円を目指す」——さすが東京都、スケールが壮大でありますけれども。一方、この首都圏である取手市であります、このアフォードブル住宅、地方における住宅問題の解決策としても重要な役割を果たす可能性があるとしております。このアフォードブル住宅——本市は幸せな子育てができる環境をつくるため、東京都の無痛分娩費用の助成制度の導入の報道を受けて、同時期に同制度を実施をしました。東京都が今後、子育て世帯が住みやすい環境の形成に乗り出しましたが、この東京都の動向を注視する本市のそのお考えをお聞かせください。

〔14 番 落合信太郎君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの落合議員の御質問にお答えさせていただきます。先ほど議員から御説明をいただきました、この東京都が行うアフォードブル住宅の取組に関しましては、子育て世帯などが手軽な価格で安心して住むことのできる居住支援の一つとして理解してございます。全国的に物価や建築費が高騰している中で、若い世代にとって住みよい環境を整えていくこと、こちらはやはり町の活性化という観点からも重要と考えますが、東京都の事業は民間との連携によるファンドの立ち上げや、ファンドの投資によってアフォードブル住宅の供給を行うなど、事業スキームの規模感がやはり大きく、取手市が同じように取り組んでいくこと、これは難しいものと考えております。そうした中で取手市におきましては、シティプロモーションサイトによる情報の発信でありますとか、取手市をお住まいとしてお考えの方への移住相談窓口の開設、新生活を始める新婚夫婦の住宅取得などへの支援として、取手市結婚新生活支援事業補助金を実施するなど、様々な取組を実施してまいりました。特に、市内外から若い世代や子育て世代を呼び込み、将来にわたって長く取手市に住んでいただけるよう、平成 28 年度からは、とりで住ま入る（スマイル）支援プランという定住化促進のための住宅補助制度を実施しております。本制度では、基礎となる補助金以外に加算要件を設けてございまして、それにより特定の層の呼び込みを狙った制度設計となっております。具体的には、中学生以下の子どもがいる家庭につきまして加算対象とすることで、子育て世代の呼び込みを意識しており、実際に申請件数における子育て世代の割合が 6 割を超えていることから、一定の効果を上げているものと考えております。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 承知をいたしました。この機会に、どんどん首都圏、東京か

ら取手市に流入してもらえればなというふうに思っております。今、部長のほうから御説明ありましたように、今、本市が持っている強みですとか魅力をしっかりPRして、さらなる様々な支援プランを活用してその成果を上げてるということで。私も市内いろいろと走ってますと、空き家の——古い住宅が解体されて新しい住宅が建ったりですとか、どんどんそういった移住者が増えているなというのは実感をしているところでございます。と言いましても——ただこの制度ですけれども、取手市に長年お住まいにもかかわらず、賃貸でお住まいの方たちには、ちょっとこの制度が受けられないということで、税の公平性の観点から一考を願いたいというお声もいただいておりますので、その辺、お届けをさせていただきます。

次に、東京圏との賃金格差緩和のための導入ということでお聞きしたいと思います。取手市がこういった住ま入る（スマイル）プランを創設した背景として、取手市の将来の人口減少の最大の要因が、住宅団地の高齢化や子育て世代の転出であることが原因としております。都心へのアクセスがよい分、その分、賃金の高い地域で働く越境通勤というのにも促す要因にもつながっております。このアフォーダブル住宅ですが、もう一つの観点としてなんですが、コロナ禍では医療や福祉・物流などに携わるエッセンシャルワーカーの重要性が改めて認識をされました。そのため、中低所得者のエッセンシャルワーカーへのアフォーダブル住宅への供給を重視している国とか都市もあるそうです。アフォーダブル住宅の供給は東京などの大都市のみならず、本市にとりましても単なる居住支援にとどまらず、地域社会の持続性への貢献——例えば議会でも保育士さんの処遇改善やケースワーカー不足なんかも取り上げられておりますが、そういった問題にも資するものと考えております。ともあれ、東京圏との賃金格差緩和のための観点からも、アフォーダブル住宅導入について、最後お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 落合議員の御質問に答弁いたします。近年の住宅支援策についてなんですけれども、令和5年から国においても、住宅の省エネキャンペーンとして、住宅取得やリフォームに対する補助制度が開始されまして、年齢制限はあるものの、若い世代にとって魅力的な内容となっております。そういった状況を踏まえますと、東京圏に向けた若い世代を呼び込むということにつきましては、現在の取手市のとりで住ま入る（スマイル）プランにおけます、国の補助金との差別化を図るための加算額の要件の増設や、要件緩和などを検討していく必要があるのかなと考えております。ほかにも、取手市には常磐線の始発駅がございまして、通勤がしやすいという好条件にもかかわらず地価が安いということ、今後もシティプロモーションの一環といたしまして、補助制度と併せて、東京圏に向けて広く発信いたしまして、若い世代や子育て世代の呼び込みにつなげてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14番（落合信太郎君） これからも強力にPRのほうよろしくお願ひしたいと思えます。ともあれ今後、移住者数ですとか出生数が向上しても、この人口減少は避けがたい現実があります。当然、既にお考えのとおり、この人口減少を食い止めることが目的ではな

く、どこまでもこの我々——住んでいる取手市民——住民が、この住みやすさを追求していくことが目的だと思っておりますので、ぜひこれから労働力の維持制度の見直しですとか生産性の向上も図りながら、持続可能な公共サービス、経済活動が維持されますよう、そのかじ取りをよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、学校の熱中症対策について質問させていただきます。この夏、公明党茨城県本部では、県内各地の小学校に対して、下校時の熱中症対策に関するアンケート調査を行いました。部長はじめ執行部の皆様には、御協力いただきましてありがとうございました。その結果、これは県内なんですけれども、ある市町村では、徒歩通学の最大が60分を超えるようなケースもあったそうであります。平均で大体20分前後というのが大体平均だそうでありました。でも、この調査をして改めて分かりましたのは、取手市の学校の施設等に関しての子どもたちの熱中症対策が大分進んでるなというのを改めて知った次第でございました。そこで改めてなんですけれども、取手市の今現在行っているこの熱中症対策の現状について、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） それでは、落合議員の御質問に答弁させていただきます。本日、小堤議員からの御質問にもありましたように、記録的な猛暑が続くなど異常気象の中、学校における熱中症のリスクというのも非常に高まっていると、そのように認識しているところです。そうした中におきましては、やはり子どもたち、あるいは教職員の健康管理に十分配慮した環境づくりというのが重要になってきますことから、これまで小中学校の普通教室及び特別教室への空調設備の整備、それから本年度におきましては、各小中学校の体育館及び武道場への空調設備の整備を進めているところです。また以前、染谷議員さんから、令和4年の第1回定例会、それから令和5年の第2回定例会におきまして、熱中症対策としての給水スポットの整備の御提案をいただきまして、令和6年の4月から各校に給水のクーラー等を入れていると、そういった状況にもございます。また、登下校のお話もいただきましたけれども、登下校の対策としましては、子どもたちが今、日傘を差していたり、ネッククーラーという首に巻くクーラーをつけたり、あるいは学校によっては、帰り、ところどころにある日陰を上手に利用するなんていう、こういう指導を行っているところもあるといった状況でございます。それぞれの学校が状況に応じた熱中症対策に取り組んでいるところでございます。詳細につきましては、教育部長から答弁をさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 落合議員の御質問に教育長の補足答弁をさせていただきます。令和6年4月から市内小中学校に各1台の冷水器、ウォーターサーバーを導入いたしました。ふだんから子どもたちは水筒を持参しており、水筒の中身がなくなった際には、業間

休みであったり、下校前、また部活動時においしい冷水を補充できるようになったことで、子どもたちの水分補給率も増え、熱中症対策に大いに活用できたなど、学校からは好評をいただいているところでもございます。また、教育長から紹介がありました登下校の対策事例に加え、多くの小学校では暑い時期に、ランドセルの代わりにリュックサックなどの使用を許可しております。リュックサックは軽量な上、背面がメッシュ素材になっているものが多く、特に低学年の児童の登下校時の負担軽減につながっているものと考えております。加えて、通学路上に給水ポイントを指定して、積極的な水分補給を促している学校もあり、各学校ごとに熱中症対策を実施しております。さらに、中学校では制服に代えまして、体操服での登校を認めるところでもございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） この給水ウォータースタンド、本当に好評だということで、大いに活用してもらえたらなというふうに思っております。9月——今日は大変涼しいんですけれども、9月1日の始業式というか、夏休み明けのときは、もう大変暑かったですけれども、子どもたちもしっかりとした足取りで、夏休みの宿題もしっかりやり切ったという感じで、様々な——先ほど教育長のほうからありましたように、日傘ですとかネッククーラーなんかもしっかり活用して、子どもたち、暑さ対策、それぞれ保冷剤なんかも使って登下校の——しっかり進めているというのが実感をしているところでございます。

今回の調査で、そのような形でいろいろと学校のほうから様々な取組が徹底されてるんですけれども、よその学校では冷蔵庫なんかも活用して——あるものは何でも活用して、子どもたちの熱中症対策に対応しているというような事例もありますので、例えば、今ある——家庭科教室にあるような冷蔵庫も活用して、ネッククーラーを冷やしておけば、今度帰りの下校時にも役立ったりもするかと思いますので、その辺の有効活用なんかも、ちょっとお聞かせいただけたらなと思ってるんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。家庭科室の例えば冷蔵庫の使用——冷却の使用ということでお尋ねがありましたけれども、やはり家庭科室は1つしかないので、冷蔵庫も家庭用の冷蔵庫が設置されている状況でございまして、児童生徒全員分のそういったものを預かって入れるということが、現在不可能な状況になっております。それから家庭科室ということでございますので、あくまでも食品——こちらは調理実習の前に入れるものでありますので、やはり身につけたもの——汗ばんだものをその中に入れて保管するというのに抵抗を感じるということで、今のところは家庭科室の冷蔵庫、そちらを使っている冷却というのは行ってはございません。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 分かりました。とにかく気象庁が今年——今月、この夏は最も暑かったということで発表いたしましたので、今後もどんどん気温がどこまで上がっていくのかと心配しますけれども、それぞれに応じて、状況に合わせて、様々な対策——子

どもたちのための安全対策をしていただきますようよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、取手駅西口交通広場の利便性の向上について質問をさせていただきます。令和6年7月に、取手駅西口の交通広場が整備されました。私も東京からですとか、市内からも、大切なお客様を取手駅の西口でお待ちしておりますということで向かいますと、きれいに整備された駅前広場のお客様をお出迎えするのは、ちょっと誇らしいような気分でもあります。本当に取手駅の西口の交通広場というのは、限られたスペースで3方向から車が流入するということで、そのような状況下でも車両は信号機に頼らず——ラウンドアバウトというんですか、スムーズに車を流して利用者に優しい動線が構築されているということでもあります。しかしながら、この取手駅は県内でもトップクラスの乗降客数を擁しておりまして、やっぱりちょっと何かあると、現在西口の一般乗降スペースは大体4台から5台ぐらいということで、いっぱいになってしまって、私も使おうとすると、あっいっぱいだということで、ちょっとぐるぐる回って、例えばウェルネスプラザの前に移動したりですとか、治助坂のところに行ってちょっと空くのを虎視眈々と待って、空いたらすっと行くような感じで利用させていただいているんですけれども。その辺もう少し——都市整備部のほうでも、もう本当に乾いたタオルから絞り出すように、あそこの面積で乗降スペースを確保したのは十分分かるんですけれども、もう少し一般乗降客数の拡大をしてもらえないかという市民の方からも声をいただいているんですが、その辺の状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。新しい交通広場でございますけれども、議員先ほどお話しいただきましたように、令和6年7月30日に新しく広場を供用をさせていただきまして1年が経過をいたしまして、多くの皆さんに今現在ご利用いただいているという状況でございます。この西口の交通広場につきましては、以前から、国道6号の方向、利根川の方向、四ツ谷橋方向の3方向から車両の流入・流出があるという珍しい特殊な形状であること。また、駅利用者のための専用の送迎用のスペースが従前はなくて、道路上に無秩序に停車車両があふれまして、一般車両の通行を妨げてしまうことが大きな課題でございました。そのような中で新たに改修した交通広場でございますが、公共交通としての必要不可欠なバス停、タクシー乗降場及び優先乗降場の設置、さらには歩行者用通路の拡幅、エレベーターなどの昇降施設の新設、そして防火水槽を広場内に配置すると、このような整備を行った上で、西口の交通広場内の中央部に最大約5台程度の車両が利用できる一般車乗降場を確保をさせていただきました。整備に当たりましては、茨城県警察本部を主といたしまして、所轄である取手警察署と約1年間の長きにわたって協議を重ねてまいりました。特に一般車乗降場におきましては、規制標識の内容でありますとか、設置の位置、車線数は2車線までといったような詳細な内容まで指導を受けておりまして、そのような指導の下で交通広場

の形態を最終的に決定したという経緯でございます。このように、交通広場の必要不可欠な施設の配置や、これまでの警察からの指導を踏まえますと、現在の一般車乗降場を拡大するということは、用地的に非常に難しい状況下でございます。そのため市といたしましては、物理的な対策ではなく、運用面の周知によりまして交通環境の改善を図っているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 資料をお願いいたします。

〔14 番 落合信太郎君資料を示す〕

○14 番（落合信太郎君） これは取手市のほうで当初、利用者の方たちに手渡しをして、このような運用をして皆さん利用してくださいということでお配りされたものであります。緑色の部分があって、ここも拡大できないかとお聞きしたんですけれども、そこも防火水槽があったりですとか、もうこれ以上拡大できないということで承知をしております。ただ、やっぱりあそこに最大で4台ということで、利用したいけれども利用できないとき、あそこをぐるぐるぐるぐる回って、さっき言いましたように、ウェルネスプラザですとか治助坂のところに車を停止している——皆さんもその辺もお気づきかと思うんですけれども。今、横断歩道も結構たくさんありますよね。たまたま、ある御婦人なんですけれども、ちょうど横断歩道のところに違法駐車が止まっていて、横断歩道の歩行者の通行を妨げてはいけないと——数年、皆さんも本当に注意しているとは思いますが、たまたまその前に違法駐車が止まって、低い車だったものですから、そこを歩行者がぱっと——その人も十分その辺は注意して通行していたんですけれども、歩行者の方が気づかず、ぱっと渡ってしまったときに、たまたまお巡りさんに見つかってしまって、生まれて初めて切符を切られたという。なので、本当に今そのような状況で、特に駅前には注意が必要だということで、知人ですとか友人には気をつけたほうがいいよということでお伝えをしているところであります。先ほども——今、運用面で運用していると部長ご答弁されましたが、具体的な運用をどのようにしてるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、落合議員の御質問にお答えさせていただきます。具体的にどのような運用をしているかということでございます。限られたスペースの中、最大5台程度造らせていただいた中で、これはもう車を待機する場所ではなくて、朝の送りのときのような、短時間での「乗る・降りる」をお願いしているような状況でございます。そのため、時間を要する迎えの車につきましては、30分未満は無料で利用することができます、ウェルネスプラザの駐車場で時間調整をしていただいてということで、現地の案内看板などで周知を図っているということでございます。今後も引き続き、長時間の停車車両を減らすため、取手警察署に駅周辺のパトロールを強化するよう依頼して、1台でも多くの車両にご利用いただけるよう、引き続き広報活動に努めてまいります。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

〔14 番 落合信太郎君資料を示す〕

○14 番（落合信太郎君） この辺を見ますと、やっぱり 1・2・3 と、無料駐車場、実は駅前に結構あるんですね。でも、実は私も結構よく通ってるんですが、この第 2 駐車場があつたの気がつかなかつたというのがありましたので、もうちょっとさらなる周知ですとか利便性の向上、運用を図ったらいかがかなと思うんですが、その辺ちょっと何かあれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それではお答えさせていただきます。先ほども御答弁させていただいたとおり、今はお迎えの時間に合わせて、交通広場内の一般車乗降場を御利用いただくことを案内していますが、しかしながら、いまだに一般車乗降場に待機する車も見受けられますので、今後につきましては、お迎え等で待機してる車両はウェルネスプラザ駐車場に停車したままで、駅利用者がその待機しているウェルネスプラザ駐車場に向かう運用を、併せて進めてまいります。特に議員おっしゃっていただいたように、第 2 街区のウェルネスプラザの第 2 駐車場は、取手駅から一番近くに位置しておりますので、一般車の待機場として今後ご案内していきたいと考えております。今後も引き続き、交通広場内の一般車乗降場の運用方法につきまして、駅を利用する皆さんだけでなく、西口交通広場に関する協議会やイベントに参加している方などに、これからも幅広く御案内、広報を行い、運用の認知度を高めるために取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 大胆な誘導を図っていただいて、周知・運用を図っていただきますよう、よろしくお願いをいたします。この質問は終わりにします。ありがとうございました。

最後に、ソーラー式防犯灯の導入について質問させていただきます。現在、この防犯灯設置基準によって設置がされているのは承知しております。今も、よく女性の方から設置の要望もいただいたりもしておりますが、改めて、この防犯灯設置の基準について、まずお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、落合議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま御案内いただきましたように、市内の防犯灯につきましては、取手市防犯灯管理基準に基づきまして設置及び管理を行っております。具体的には、夜間における道路交通の安全の確保と犯罪被害予防の観点から、市が管理する公道周辺や児童生徒の通学路等において、おおむね 50 メートル間隔を基準として設置しております。また、特に夜間暗く通行に支障がある場所、または防犯上特に必要と認められる場所、さらには公共施設利用の安全性の見地から必要と認められる場所におきましては、適宜、現場の状況というものを精査いたしまして、最適と判断される箇所への設置の検討・対応というものを行っている

状況でございます。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） 街灯の設置なんですけれども、この設置条件に合致する場所でも、設置が難しいような場所もあるとお聞きしてるんですが、その辺の状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 落合議員の御質問に答弁いたします。現在、市で採用されている防犯灯は、電気の供給を受けて点灯しております。基本的には電柱に添架することが多く、近くに電柱——電気がない場合なんですけれども、防犯灯まで電気を供給するため、引込み柱などを設置する必要があり、また電柱からその距離が長くなってしまうと、設置費用もその分高くなってしまいます。こういった場所につきましては、設置が難しい点があるかと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） そこで、現在市場にはソーラー式防犯灯という製品がございます。これはソーラーパネルを——バッテリー方式駆動による防犯灯であり、電柱間の距離などを気にせずに設置できるものでございます。また停電時、電気を供給することがバッテリー方式のためできるため、災害時などにも点灯することがメリットとして挙げられます。自然エネルギーを利用するため、環境省のホームページでもCO₂の排出量またエネルギーコストはゼロということで、取手市にも本当に大変かなったものであるかなというふうに思っております。ぜひ本市でもそういった箇所に導入を検討して——あと取手の駅前と藤代駅の駅前広場にソーラー式の時計がありますよね。まあいいんですけれど、都市整備の話してるので。

〔笑う者あり〕

○14 番（落合信太郎君） あったかな、なんてちょっと……。ぜひ、その辺の御検討いただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 落合議員の御質問に答弁いたします。先ほど御提案いただきましたソーラー式防犯灯につきまして、うちのほうでもちょっと調査させていただいたんですが、現在市で採用されている防犯灯1基当たりの単価に比べて、大分高価なものということでございます。先ほどおっしゃったとおり、しかしながら災害時における道路照明の確保という観点から見ますと、特に緊急避難経路などにおいては、停電時も点灯し続ける防犯灯は、市民の安全な避難にもつながる効果があると考えられます。今後は、他市町村の事例も踏まえながら精査を進めていくとともに、実際の運用に係る課題——電力供給とソーラー式の併用の余地など、様々な観点から調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 落合信太郎君。

○14 番（落合信太郎君） ぜひ前向きに御検討いただきますよう、よろしくお願い申し

上げます。以上で、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、落合信太郎君の質問を終わります。

日程第２ 休会の件

○議長（山野井 隆君） 日程第２、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。茨城県知事選挙・県議会議員補欠選挙に伴う事務のため、９月５日から９月８日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、９月５日から９月８日までを休会とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 ３時 22 分散会